

別海町議会会議録

第2号（令和5年3月10日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 特別委員会付託事件審査結果報告
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号) |
| 日程第 3 | | 各議案の討論・採決
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号) |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 令和5年度別海町一般会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 令和5年度別海町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 令和5年度別海町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 令和5年度別海町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 令和5年度別海町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 令和5年度町立別海病院事業会計予算 |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 令和5年度別海町水道事業会計予算 |
| 日程第11 | 議案第10号 | 令和5年度別海町下水道等事業会計予算 |
| 日程第12 | 議案第19号 | 別海町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第20号 | 別海町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第22号 | 別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第23号 | 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第24号 | 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第25号 | 別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第26号 | 職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 1 9	議案第 2 7 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 2 8 号	別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 2 9 号	公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 4 3 号	職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 2 1 号	別海町職員の降給に関する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 3 0 号	別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 3 1 号	別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 3 2 号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 3 3 号	別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 3 4 号	別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 9	議案第 3 5 号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 3 6 号	別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 1	議案第 3 7 号	別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 2	議案第 3 8 号	別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 3	議案第 3 9 号	尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 4	議案第 4 0 号	別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 5	議案第 4 1 号	別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 6	議案第 4 2 号	別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 7	議案第 4 4 号	別海町地域情報通信施設条例を廃止する条例の制定について
日程第 3 8	議案第 4 5 号	工事請負契約の締結について（イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事（3号棟））
日程第 3 9	議案第 4 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 4 0	議案第 4 7 号	町道の路線認定及び廃止について
日程第 4 1	同意第 2 号	別海町監査委員の選任について
日程第 4 2	同意第 3 号	根室町村等公平委員会委員の選任について

- 日程第 4 3 報告第 2 号 専決処分の報告について（グリーンハイツ長寿命化改修建築主体工事）
- 日程第 4 4 報告第 3 号 専決処分の報告について（風連 1 号配水池外 1 改修工事）

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 特別委員会付託事件審査結果報告
（１）予算決算審査特別委員会付託事件
（町長提出議案第 1 0 号、議案第 1 1 号、議案第 1 2 号、議案第 1 3 号、議案第 1 4 号、議案第 1 5 号、議案第 1 6 号、議案第 1 7 号）
- 日程第 3 各議案の討論・採決
（１）予算決算審査特別委員会付託事件
（町長提出議案第 1 0 号、議案第 1 1 号、議案第 1 2 号、議案第 1 3 号、議案第 1 4 号、議案第 1 5 号、議案第 1 6 号、議案第 1 7 号）
- 日程第 4 議案第 3 号 令和 5 年度別海町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 4 号 令和 5 年度別海町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 5 号 令和 5 年度別海町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 6 号 令和 5 年度別海町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 7 号 令和 5 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 議案第 8 号 令和 5 年度町立別海病院事業会計予算
- 日程第 1 0 議案第 9 号 令和 5 年度別海町水道事業会計予算
- 日程第 1 1 議案第 1 0 号 令和 5 年度別海町下水道等事業会計予算
- 日程第 1 2 議案第 1 9 号 別海町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 2 0 号 別海町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 2 2 号 別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 2 3 号 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 2 4 号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 2 5 号 別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 2 6 号 職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 2 7 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 2 8 号 別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 1	議案第 2 9 号	公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 4 3 号	職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 2 1 号	別海町職員の降給に関する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 3 0 号	別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 3 1 号	別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 3 2 号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 3 3 号	別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 3 4 号	別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 9	議案第 3 5 号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 3 6 号	別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 1	議案第 3 7 号	別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 2	議案第 3 8 号	別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 3	議案第 3 9 号	尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 4	議案第 4 0 号	別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 5	議案第 4 1 号	別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 6	議案第 4 2 号	別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 7	議案第 4 4 号	別海町地域情報通信施設条例を廃止する条例の制定について
日程第 3 8	議案第 4 5 号	工事請負契約の締結について（イースタウン寿団地公営住宅改修建築工事（3号棟））
日程第 3 9	議案第 4 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 4 0	議案第 4 7 号	町道の路線認定及び廃止について
日程第 4 1	同意第 2 号	別海町監査委員の選任について
日程第 4 2	同意第 3 号	根室町村等公平委員会委員の選任について
日程第 4 3	報告第 2 号	専決処分の報告について（グリーンハイツ長寿命化改修建築主体工事）
日程第 4 4	報告第 3 号	専決処分の報告について（風連1号配水池外1改修工事）

○出席議員（１５名）

1 番 宮 越 正 人
 3 番 田 村 秀 男
 5 番 外 山 浩 司
 7 番 木 嶋 悦 寛
 9 番 今 西 和 雄
 1 2 番 松 原 政 勝
 1 4 番 佐 藤 初 雄
 議 長 1 6 番 西 原 浩

2 番 横 田 保 江
 4 番 小 椋 哲 也
 6 番 大 内 省 吾
 8 番 松 壽 孝 雄
 1 1 番 瀧 川 榮 子
 1 3 番 中 村 忠 士
 副議長 1 5 番 戸 田 憲 悦

○欠席議員（１名）

1 0 番 小 林 敏 之

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三
 教 育 長 相 澤 要
 福 祉 部 長 今 野 健 一
 建 設 水 道 部 長 伊 藤 一 成
 会 計 管 理 者 中 村 公 一
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 内 山 宏
 総 務 部 次 長 伊 藤 輝 幸
 福 祉 部 次 長 入 倉 伸 顕
 教 育 部 次 長 宮 本 栄 一
 総 務 課 長 伊 藤 輝 幸
 財 政 課 長 角 川 具 哉
 防 災 交 通 課 長 麻 郷 地 聡
 尾 岱 沼 支 所 長 他 大 坂 恒 夫
 町 民 課 長 皆 川 学
 老 人 保 健 施 設 事 務 長 渡 辺 久 利
 商 工 観 光 課 長 田 畑 直 樹
 建 築 住 宅 課 長 川 畑 智 明
 上 下 水 道 課 長 谷 村 将 志
 監 査 委 員 会 事 務 局 長 千 葉 宏
 学 校 教 育 課 長 他 池 田 卓 也
 図 書 館 長 他 堺 啓
 ふるさと応援・情報化推進室代理 山 田 哲 哉
 建 築 住 宅 課 主 幹 篠 田 敬 介
 建 築 住 宅 課 主 査 大 西 廣 和

副 町 長 佐 藤 次 春
 総 務 部 長 浦 山 吉 人
 産 業 振 興 部 長 門 脇 芳 則
 教 育 部 長 山 田 一 志
 病 院 事 務 長 三 戸 俊 人
 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 伊 藤 輝 幸
 福 祉 部 次 長 干 場 みゆき
 産 業 振 興 部 次 長 佐々木 栄 典
 生 涯 学 習 センター長他 新 堀 光 行
 ふるさと応援・情報化推進室長 松 本 博 史
 税 務 課 長 竹 中 利 哉
 西 春 別 支 所 長 他 小 村 茂
 福 祉 課 長 干 場 みゆき
 町 民 保 健 センター兼 母 子 健 康 センター長 入 倉 伸 顕
 農 政 課 長 小 野 武 史
 管 理 課 長 松 田 勝 広
 事 業 課 長 外 石 昭 博
 上 下 水 道 課 技 術 長 袴 田 充 輝
 学 務 ・ ス ポー ツ 課 長 他 宮 本 栄 一
 生 涯 学 習 課 長 他 福 原 義 人
 総 務 課 主 幹 佐 藤 亮
 管 理 課 主 幹 前 道 陽 司
 総 務 課 主 査 武 田 聖 士
 生 涯 学 習 課 主 査 上 杉 大 洋

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 干 場 富 夫

主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

4 番 小 椋 哲 也

6 番 大 内 省 吾

5 番 外 山 浩 司

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから第2日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は15名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
なお、欠席議員は10番小林議員であります。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
4番小椋議員。
○4番（小椋哲也君） はい。
○議長（西原 浩君） 5番外山議員。
○5番（外山浩司君） はい。
○議長（西原 浩君） 6番大内議員。
○6番（大内省吾君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。
-

◎日程第2 特別委員会付託事件審査結果報告

- 議長（西原 浩君） 日程第2 特別委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。
ここでお諮りします。
予算決算審査特別委員会に付託し審査されました、議案第11号から議案第18号までの各会計補正予算8件につきましては、全員をもって構成する予算決算審査特別委員会で審査を行ったことから、委員長の報告は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、委員長の報告は省略することに決定しました。
-

◎日程第3 各議案の討論・採決

- 議長（西原 浩君） 日程第3 各議案の討論・採決を行います。
令和4年度各会計補正予算の採決に入る前にお諮りします。
本件は、全員をもって構成する予算決算審査特別委員会で、質疑、討論、採決が行われておりますので、討論は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、令和4年度各会計補正予算の討論は省略することに決定しました。

それでは、令和４年度各会計補正予算の採決に入ります。
初めに、議案第１１号令和４年度別海町一般会計補正予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第１２号令和４年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第１３号令和４年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第１４号令和４年度別海町介護保険特別会計補正予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第１５号令和４年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第１６号令和４年度町立別海病院事業会計補正予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第１７号令和４年度別海町水道事業会計補正予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第１８号令和４年度別海町下水道等事業特別会計補正予算を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第3号から日程第11 議案第10号まで

○議長（西原 浩君） 日程第4 議案第3号令和5年度別海町一般会計予算、日程第5 議案第4号令和5年度別海町国民健康保険特別会計予算、日程第6 議案第5号令和5年度別海町介護サービス事業特別会計予算、日程第7 議案第6号令和5年度別海町介護保険特別会計予算、日程第8 議案第7号令和5年度別海町後期高齢者医療特別会計予算、日程第9 議案第8号令和5年度町立別海病院事業会計予算、日程第10 議案第9号令和5年度別海町水道事業会計予算、日程第11 議案第10号令和5年度別海町下水道等事業会計予算の8件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題いたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この8件の令和5年度予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第3号令和5年度別海町一般会計予算の説明を求めます。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

議案第3号の内容を説明いたします。

別冊の令和5年度別海町一般会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第3号令和5年度別海町一般会計予算。

令和5年度別海町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ200億8,200万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40億円と定める。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算で、初めに歳入です。

1款町税、1項から5項で24億5,214万3,000円。

2款地方譲与税、1項から3項で3億6,543万8,000円。

3款利子割交付金、1項で90万円。

4款配当割交付金、1項で1,070万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項で700万円。

6款法人事業税交付金、1項で3,080万円。

7 款地方消費税交付金、1 項で3 億9,700 万円。

8 款環境性能割交付金、1 項で2,800 万円。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項で4,838 万6,000 円。

10 款地方特例交付金、1 項で900 万円。

11 款地方交付税、3 ページにかけて1 項で66 億6,500 万円。

3 ページになります。

12 款交通安全対策特別交付金、1 項で290 万円。

13 款分担金及び負担金、1 項と2 項で3 億7,148 万3,000 円。

14 款使用料及び手数料、1 項から3 項で2 億5,459 万7,000 円。

15 款国庫支出金、1 項から3 項で15 億2,816 万4,000 円。

16 款道支出金、1 項から3 項で12 億9,973 万4,000 円。

17 款財産収入、1 項と2 項で6,157 万2,000 円。

18 款寄附金、1 項で30 億10 万円。

19 款繰入金、1 項で13 億4,423 万円。

20 款繰越金、1 項で1,000 万円。

21 款諸収入、4 ページにかけて1 項から5 項で6 億1,995 万3,000 円。

4 ページになります。

22 款町債、1 項で15 億7,490 万円。

歳入合計で200 億8,200 万円とするものです。

次に、5 ページ、歳出です。

1 款議会費、1 項で8,758 万3,000 円。

2 款総務費、1 項から6 項で44 億3,138 万3,000 円。

3 款民生費、1 項と2 項で23 億8,682 万9,000 円。

4 款衛生費、1 項から3 項で17 億8 万8,000 円。

5 款労働費、1 項で128 万6,000 円。

6 款農林水産業費、1 項から4 項で25 億1,329 万5,000 円。

7 款商工費、1 項で2 億7,886 万8,000 円。

8 款土木費、6 ページにかけて1 項から5 項で20 億4,679 万2,000 円。

6 ページに進みます。

9 款消防費、1 項で7 億7,292 万2,000 円。

10 款教育費、1 項から6 項で12 億8,697 万2,000 円。

11 款災害復旧費、1 項で45 万1,000 円。

12 款公債費、1 項で18 億744 万9,000 円。

13 款給与費、1 項で27 億3,808 万2,000 円。

14 款予備費、1 項で3,000 万円。

歳出合計で200 億8,200 万円とするものです。

次に、7 ページ、第2 表、債務負担行為です。

1 件目は、草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型再編整備事業あさひ西春別地区により整備される草地整備などを公益財団法人北海道農業公社から委託を受けることに伴う債務負担です。

期間は、令和6 年度から令和8 年度まで、限度額は10 億805 万4,000 円です。

2 件目は、草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型再編整備事業中春別地区により

整備される草地整備などを公益財団法人北海道農業公社から委託を受けることに伴う債務負担です。

期間は、令和6年度から令和8年度まで、限度額は4,357万円です。

次に、第3表、地方債です。

1件ごとの説明は省略させていただき、表の一番上、1件目地域会館等整備事業からページを進み、10ページをお開きください。

10ページの下から4番目、尾岱沼温水プール整備事業までの42事業と、次の段の臨時財政対策債を加えた限度額の合計は、15億7,490万円となります。

なお、全ての起債の方法は、普通貸借又は証券発行、利率は3%以内、ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直しの後の利率とし、償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えをすることができるとするものです。

次に、11ページからの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略をさせていただき、給与費明細書について説明をいたします。

ページが飛びますけれども、247ページをお開きください。

247ページ、給与費明細書です。

1の特別職ですが、表の下段、前年度当初との比較の欄で御説明いたします。

長等は、給与費の期末手当で、12万3,000円の減。

給与費計も同じく12万3,000円の減。

共済費で13万3,000円の増。

合計で1万円の増となります。

次の段、議員は、給与期の期末手当で21万4,000円の減。

給与費計も同じく21万4,000円の減。

共済費で29万6,000円の減。

合計で51万円の減となります。

次の段、その他の特別職は、職員数が100人の増。

給与費の報酬で282万8,000円の増。

給与費計、そして合計も同じく282万8,000円の増となります。

比較の欄の計では、職員数が100人の増。

給与費の報酬で282万8,000円の増。

給与費の期末手当で33万7,000円の減。

給与費計で249万1,000円の増。

共済費が16万3,000円の減。

全体の合計で232万8,000円の増減となります。

次に、248ページをお開き願います。

2の一般職です。

(1)総括で、こちらも比較の欄で申し上げます。

上の表の一番下の段になります。

職員数は6人の減。上段の括弧内は、再任用短時間勤務職員及び1週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短い職員の人数で1人減。

給与費の報酬で200万円の増。

給料で100万円の増。

職員手当で1,159万6,000円の減。

給与費の計では、859万6,000円の減。

共済費は2,305万5,000円の減。

合計で3,165万1,000円の減となるものです。

次の表、職員手当の内訳、そして249ページ会計年度任用職員以外の職員、250ページ会計年度任用職員、続く251ページ給料及び職員手当の増減額の明細及び252ページから255ページまでの給料及び職員手当の状況は説明を省略させていただきます。

256ページをお開きください。

256ページからは、債務負担行為に関する調書です。

1件ごとの説明はこちらも省略させていただきますが、1件目の別海町酪農工場機器整備から始まりまして、266ページまでお進みいただき、266ページ最後の公の施設に係る指定管理者に対する委託料、別海町総合スポーツセンターまで全部で70件で、70件の債務負担行為の限度額の合計で61億6,321万1,000円。

前年度、令和4年度末までの支出見込額の合計が、12億5,096万1,000円。

当該年度、令和5年度ですけれども、令和5年度以降の支出予定額合計は、17億6,907万9,000円。

この欄の上段括弧内の4億3,978万円は、令和5年度分の支出予定額となります。

なお、表の右側には、令和5年度以降の支出予定額に係る財源内訳を記載しております。最後になりますが、267ページをごらんください。

こちらは、地方債に関する調書です。

こちらも区分ごとの説明は省略させていただきます、区分1、公共事業等債から、一番下区分15、道貸付金までの合計で申し上げます。

表の一番下の段で、令和3年度末現在高は172億9,519万円、その右側、令和4年度末現在高見込み額が171億8,469万8,000円、次に、令和5年度中起債見込み額が15億7,490万円、令和5年度中元金償還見込み額が17億4,838万4,000円、令和5年度末現在高見込み額が170億1,121万4,000円となります。

以上で、議案第3号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第4号令和5年度別海町国民健康保険特別会計予算、議案第5号令和5年度別海町介護サービス事業特別会計予算、議案第6号令和5年度別海町介護保険特別会計予算、議案第7号令和5年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の4件について、順次説明を求めます。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

議案第4号から議案第7号までの福祉部関係特別会計4件について、続けて説明させていただきます。

まず初めに、議案第4号令和5年度別海町国民健康保険特別会計予算の内容説明いたします。

別冊予算書の1ページをお開きください。

令和5年度別海町国民健康保険特別会計予算。

令和5年度別海町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億1,000万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

款の金額で説明いたします。

まず、歳入です。

1款国民健康保険税、1項で9億4,267万6,000円。

2款道支出金、1項で14億8,843万4,000円。

3款財産収入、1項で9万8,000円。

4款繰入金、1項と2項で1億7,827万8,000円。

5款繰越金、1項で1万円。

6款諸収入、1項と2項で50万4,000円。

歳入合計で、26億1,000万円とするものです。

次に、3ページの歳出です。

歳出になります。

1款総務費、1項から4項で1,770万4,000円。

2款保険給付費、1項で14億4,879万5,000円。

3款国民健康保険事業費納付金、1項で11億1,106万3,000円。

4款保健事業費、1項と2項で1,900万9,000円。

5款基金積立金、1項で9万8,000円。

6款諸支出金、1項で833万1,000円。

7款予備費、1項で500万円。

歳出合計で26億1,000万円とするものです。

5ページから18ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

次に、19ページをお開きください。

給与費明細書です。

1の特別職で、別海町国民健康保険運営協議会委員に係る報酬となります。

本年度、その他特別職職員数は6名で、給与費の報酬は28万円。

表の一番下の比較で、職員数で1名の減。

給与費の報酬では、3万9,000円の減。

給与費計で合計とも3万9,000円の減となるものです。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

次に、令和5年度別海町介護サービス事業特別会計予算の内容を説明します。

別冊予算書1ページをお開きください。

令和5年度別海町介護サービス事業特別会計予算。

令和5年度別海町介護サービス事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億2,160万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

2 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算です。

まず、歳入です。

1 款介護サービス費、1 項で 1 億 4,745 万円。

2 款使用料及び手数料、1 項と 2 項で 4,012 万円。

3 款国庫支出金、1 項で 2,060 万円

4 款財産収入、1 項で 56 万 4,000 円。

5 款繰入金、1 項で 3 億 1,260 万 5,000 円。

6 款繰越金、1 項で 1 万円。

7 款諸収入、1 項で 25 万 1,000 円。

歳入合計で 5 億 2,160 万円とするものです。

次に、3 ページ、歳出です。

1 款介護サービス事業費、1 項で 1 億 5,914 万 3,000 円。

2 款公債費、1 項で 5,355 万 3,000 円。

3 款給与費、1 項で 3 億 590 万 4,000 円。

4 款予備費、1 項で 300 万円。

歳出合計で 5 億 2,160 万円とするものです。

こちら、5 ページから 22 ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

19 ページをお開きください。

給与費明細書です。

1 の一般職、(1) 総括です。

表の一番下の比較の欄で説明します。

まず、職員数は、1 名の減。

給与費は、報酬で 312 万 4,000 円の増。

給料で 95 万 2,000 円の減。

職員手当で 101 万 9,000 円の増。

給与費計では 102 万 3,000 円の減。

次に、共済費は 319 万 1,000 円の減。

合計で 216 万 8,000 円の増となるものです。

下の表、職員手当の内訳と 24 ページから 30 ページまでの給料及び職員手当の増減額の明細等につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、31 ページをお開きください。

地方債に関する調書です。

介護サービス事業債で、令和 3 年度末現在高は 3 億 1,527 万円、令和 4 年度末現在高見込額は 2 億 6,258 万 7,000 円、令和 5 年度中増減見込みで令和 5 年度中起債見込額はありません。

令和 5 年度中元金償還見込額は 4,884 万 7,000 円を予定し、令和 5 年度末現在高見込額が 2 億 1,374 万円となるものです。

以上で、議案第 5 号の内容説明を終わります。

続いて、議案第6号令和5年度別海町介護保険特別会計予算の内容を説明します。

別冊予算書の1ページをお開きください。

令和5年度別海町介護保険特別会計予算。

令和5年度別海町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億9,250万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

歳入です。

1款保険料、1項で2億5,867万4,000円。

2款分担金及び負担金、1項で144万円。

3款国庫支出金、1項と2項で2億6,060万5,000円。

4款支払基金交付金、1項で3億1,523万9,000円。

5款道支出金、1項と2項で1億7,355万1,000円。

6款財産収入、1項で3,000円。

7款繰入金、1項と2項で1億8,283万6,000円。

8款繰越金、1項で1万円。

9款諸収入、1項と2項で14万2,000円。

歳入合計で11億9,250万円とするものです。

次に、3ページ、歳出です。

1款総務費、1項から3項で764万4,000円。

2款保険給付費、1項で11億1,133万円。

3款地域支援事業費、1項から3項で7,012万3,000円。

4款基金積立金、1項で3,000円。

5款諸支出金、1項で40万円。

6款予備費、1項で300万円。

歳出合計で11億9,250万円とするものです。

4ページをお開きください。

こちらの4ページから22ページまでの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

次に、23ページをお開きください。

給与費明細書です。

1の特別職で、介護認定審査会委員と高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員に係る報酬です。

本年度、その他の特別職の職員数は14人、報酬は132万3,000円となります。

表の一番下比較で、職員数、給与費の報酬とも増減はありません。

以上で、議案第6号の内容説明を終わります。

それでは、最後に、議案第7号令和5年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の内容を説明します。

別冊予算書の1ページをお開きください。

令和５年度別海町後期高齢者医療特別会計予算。

令和５年度別海町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億９７０万円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

２ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算です。

まず、歳入です。

１款後期高齢者医療保険料、１項で１億４,８５７万２,０００円。

２款繰入金、１項で６,０９０万７,０００円。

３款繰越金、１項で１,０００円

４款諸収入、１項と２項で２２万円。

歳入合計で２億９７０万円とするものです。

次に、３ページ歳出です。

１款総務費、１項と２項で１２０万２,０００円。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項で２億４５３万８,０００円。

３款諸支出金、１項で９６万円。

４款予備費、１項で３００万円。

歳出合計で２億９７０万円とするものです。

こちら、次ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第７号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第８号令和５年度町立別海病院事業会計予算の説明を求めます。

○病院事務長（三戸俊人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（三戸俊人君） はい。

議案第８号の内容説明をいたします。

別冊の令和５年度町立別海病院事業会計予算の予算書１ページをお開き願います。

議案第８号令和５年度町立別海病院事業会計予算。

第１条、総則。

令和５年度町立別海病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

第２条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

１項、病床数８４床、１号、一般病床８３床、２号、未熟児室１床。

２項、年間患者数９万３１０人、１号、入院２万１,９６０人、２号、外来６万８,３５０人。

３項、１日平均患者数３４４人、１号、入院６０人、２号、外来２８４人。

４項、主要な建設改良事業。

医療機械器具購入事業、事業費５,６７３万８,０００円、院内総合情報システム整備事業、事業費１,５１万６,０００円、町立別海病院設備更新事業、事業費３億８４２万 ３,０００円。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、1款病院事業収益、1項から3項で22億311万8,000円。

支出、1款病院事業費用、1項から4項で25億8,172万8,000円。

2ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,903万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,903万2,000円で補てんするものとする。

収入、1款資本的収入、1項から3項で4億5,630万円。

支出、1款資本的支出、1項から2項で5億3,533万2,000円。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的の1件目、医療機械器具整備事業、限度額1,740万円、目的の2件目、院内総合情報システム整備事業、1,020万円、目的の3件目、別海病院設備更新事業、限度額3億840万円。

起債の方法はいずれも証書借入、利率はいずれも3%以内、償還の方法はいずれも起債借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、1億円と定める。

第7条、議会の議決を経なければ流用することができない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費、12億4,299万8,000円。

2号、交際費、100万円。

続いて3ページです。

第8条、他会計からの補助金。

次に掲げる事由により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

1号、医師及び看護師等の研究研修に要する経費、284万7,000円。

2号、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、3,068万3,000円。

3号、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、850万円。

4号、児童手当に要する経費、620万円。

5号、院内保育所に要する経費、2,024万4,000円。

6号、医師の派遣をうけることに要する経費、3,404万円。

第9条、たな卸資産の購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、3億4,243万円と定める。

第10条、重要な資産の取得。

重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類、器械備品、名称、耳鼻咽喉ビデオシステム等、数量、一式。

第11条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することが出来る場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用出来るものとする。

5ページからの予算実施計画及び8ページからの予算実施計画説明書は省略させていただき、15ページをお開き願います。

令和5年度町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

この計算書は、実際の収入から支出を差し引いて手元に残る現金預金の流れをあらわしたものです。

説明は各区分ごとの差引き合計額で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で1億4,016万3,000円のマイナスです。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。

左側の下段になりますが、差引き合計で3億1,277万3,000円のマイナスです。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で2億6,871万9,000円です。

区分合計での資金増減額は、右下の下から3段目で1億8,421万7,000円のマイナスとなります。

資金期末残高予定額は、右下最下段で、716万8,000円となる予定です。

続きまして、16ページをお開き願います。

給与費明細書です。

1、総括、下段の前年度との比較の合計で申し上げます。

職員数、一般職については1名の減。

括弧内は再任用短時間勤務職員及び1週間当たりの勤務時間が常勤職員より短い職員の人数で2名の減となっております。

給料、400万円の減。

報酬、350万円の増。

手当、1,274万6,000円の減。

給与費の計で1,324万6,000円の減となっております。

法定福利費、157万8,000円の減。

合計で1,482万4,000円の減額となり、本年度合計で12億4,299万8,000円の予定です。

以下の22ページまでの手当の内訳、2の給料及び手当の増減額の明細、3、給料及び手当の状況及び26ページまでの町立別海病院事業予定損益計算書、注記表まで説明を省略いたします。

以上で、議案第8号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第9号令和5年度別海町水道事業会計予算、議案第10号令和5年度別海町下水道等事業会計予算の2件について、順次説明を求めます。

○建設水道部長（伊藤一成君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（伊藤一成君） はい。

議案第9号及び議案第10号を、一括説明させていただきます。

初めに、議案第9号の内容を説明をいたします。

別冊の令和5年度別海町水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

令和5年度別海町水道事業会計予算。

第1条、総則。

令和5年度別海町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量を、次のとおりとする。

1号、給水件数、7,390件、2号、年間総給水量、522万192立方メートル、3号、1日平均給水量、1万4,263立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

1款水道事業収益、1項と2項で10億9,746万6,000円。

支出です。

1款水道事業費用、1項から3項で9億1,333万4,000円。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額4億5,147万3,000円は、減債積立金2億841万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,204万7,000円、過年度分損益勘定留保資金1億9,101万6,000円で補てんするものとする。

収入です。

1款資本的収入、1項と2項で3億4,290万円。

支出です。

1款資本的支出、1項から3項で7億9,437万3,000円。

2ページをお開き願います。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的1件目、国営環境保全型かんがい排水事業、限度額は3億円。

2件目、農業水路等長寿命化事業、限度額は2,230万円。

起債の方法は、いずれも証書借入。

利率は、いずれも3パーセント以内。ただし利率見直し方式で借り入れし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用ができるものとする。

第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は

それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費、7,028万4,000円。

2号、交際費、5万円。

第9条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産購入限度額は、2,663万5,000円と定める。

3ページからの予算実施計画及び5ページからの予算実施計画説明書の説明は省略させていただきます。

12ページをお開き願います。

令和5年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

この計算書は、実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れを表したものです。

説明は、区分ごとの差引きで申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で3億7,402万8,000円のプラスです。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で5億1,331万6,000円のマイナスです。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で1億1,389万円のプラスです。

区分合計で資金増減額は、下から3段目の2,539万8,000円のマイナスとなり、資金期末残高は最下段ですが、28億7,940万6,000円となる予定です。

次に、13ページに移りまして、給与費明細書です。

1、総括、下段比較の合計で申し上げます。

職員数につきましては1名の増。

給与費の給与につきましては344万6,000円の増。

手当、12万3,000円の減。

給与費計で332万3,000円の増となります。

法定福利費は118万9,000円の増。

合計で451万2,000円の増となり、合計欄上から3段目ですが、7,028万4,000円となる予定です。

以下、17ページまでの手当の内訳、2、給料及び手当の増減額の明細、給料及び手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

18ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書です。

事項は財務省用地賃貸料で、限度額は1万2,000円です。

令和5年度以降の支払義務発生予定額は、令和5年度から令和6年度の金額で1万2,000円です。

以下、22ページまでの予定損益計算書、予定貸借対照表及び注記表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第9号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第10号の内容説明をいたします。

別冊の令和5年度別海町下水道等事業会計予算書の1ページをお開きください。

議案第10号令和5年度別海町下水道等事業会計予算。

第1条、総則。

令和5年度別海町下水道等事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量を、次のとおりとする。

1号、年間総処理水量、107万6,298立方メートル。

2号、1日平均処理水量、2,949立方メートル。

3号、主な建設改良事業、漁業集落排水設備整備事業1億3,901万円。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

1款下水道事業収益、1項と2項で5億2,355万4,000円。

支出。

1款下水道事業費用、1項から4項で5億6,978万2,000円。

2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,572万3,000円は、引継金1,572万3,000円で補てんするものとする。

収入です。

1款資本的収入、1項から5項で3億6,091万3,000円。

支出です。

1款資本的支出、1項から3項で3億7,663万6,000円。

第5条、債務負担行為。

債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおりと定める。

事項は、別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に係る協定に基づく別海終末処理場電気設備工事、期間は令和6年度、限度額は3億4,600万円。

3ページに移りまして、第6条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、1件目、特定環境保全公共下水道事業、限度額は1,920万円、2件目が農業集落排水事業、限度額は1,200万円、漁業集落排水事業、限度額は7,600万円。

起債の方法は、いずれも普通貸借、証書借入。

利率は、いずれも3パーセント以内。ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法は、いずれも公的資金については、その融資条件により、その他の場合は債権者と協定する。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

第7条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、2億円と定める。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、営業費用と営業外費用の相互間。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費、2,383万9,000円。

第10条、他会計からの補助金。

下水道等事業の運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2億6,800万円である。

5ページからの予算実施計画及び7ページから予算実施計画説明書につきましては、説明を省略させていただきます。

13ページをお開きください。

令和5年度別海町下水道等事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

この計算書は実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れをあらわしたものです。

説明は区分ごとの差引き合計で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で595万5,000円のマイナスです。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で1億7,706万3,000円のマイナスです。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。

差引き合計で1億7,829万8,000円のプラスです。

区分合計での資金増減額は、下から3段目で472万円のマイナスとなり、資金期末残高は、最下段3,803万1,000円となる予定です。

14ページをお開き下さい。

給与費明細書です。

1、総括、下段の比較の合計で申し上げます。

職員数の増減はございません。

給与費の給料は、102万5,000円の減。

手当、93万9,000円の減。

給与費の給与費計で196万4,000円の減。

法定福利費は、69万6,000円の減。

合計で266万円の減となり、合計で2,383万9,000円となる予定です。

以下、17ページまでの手当の内訳に給料及び手当の増減額の明細、3、給料及び手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

18ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書です。

事項は、別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する協定に基づく別海終末処理場電気設備工事、限度額は3億4,600万円です。

令和5年度以降の支払義務発生予定額は、期間は令和6年度で、金額は3億4,600万円。

以下、23ページまでの予定損益計算書、予定貸借対照表及び注記表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第10号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第3号から議案第10号までの令和5年度別海町各会計予算の8件について、内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和5年度別海町各会計予算の8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第10号までの8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員で構成する予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第19号及び日程第13 議案第20号

○議長（西原 浩君） 日程第12 議案第19号別海町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、日程第13 議案第20号別海町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての2件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

議案第19号別海町個人情報の保護に関する法律施行条例及び議案第20号別海町情報公開・個人情報保護審査会条例につきましては、関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

議案書では、議案第19号が17ページから21ページまで、議案第20号が22ページから27ページまでになりますが、議案本文の朗読は省略をさせていただき、議案資料により御説明申し上げます。

別冊の議案資料1ページをお開き願います。

初めに、この2つの条例の趣旨等について読み上げさせていただきます。

情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えた所有データの利活用が活発化する中、国、地方公共団体、民間事業者等に適用される個人情報

関係の法律等がそれぞれ異なることによる不均衡、不整合を是正するため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、国、独立行政法人、民間事業者を対象とした個人情報保護関係の3本の法律が個人情報保護法に統合されたほか、地方公共団体にも同法が適用されることになりました。

地方公共団体では、これまで条例に基づき個人情報を扱っていましたが、個人情報保護法の改正後は、条例が1つの法に基づく全国的な共通ルールに統合されるため、現行の別海町個人情報保護条例を廃止するとともに、個人情報保護法の趣旨・目的に照らし、町として必要な最小限の事項を条例で定めるため、新たに別海町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することにしたものです。

また、これまで別海町個人情報保護条例に基づき設置していました諮問機関は、当該条例の廃止後も継続して設置する必要があることから、新たに別海町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定するものであります。

以下に、この2つの条例の構成について記載をしておりますが、読み上げは省略し、条例本文の説明をさせていただきます。

資料3ページに、お進みください。

初めに、別海町個人情報の保護に関する法律施行条例についてです。

条例本文と解説になりますが、各条とも囲み枠内の解説に基づいて御説明をいたします。

条例第1条は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を規定することを定めています。

第2条は、条例で使用をする用語の定義について定めており、第1項において、町の機関についてを、第2項において条例中使用する用語は個人情報の保護に関する法律及び法律施行令で使用する用語の例によとしています。

第3条は、開示請求に係る規定となります。

開示請求とは行政が保有をする自己を本人とする保有個人情報の開示を求めることを言いますが、その際に用いる開示請求書には、法定の記載事項以外に規則で定める事項を記載できることについて定めています。

4ページにお進みいただき、第4条になります。

第4条は開示決定等の期限に関する特例についてです。

個人情報保護法で定められた開示決定等の期限は、これまで別海町個人情報保護条例で定めていた期限より長く設定されていることから、現在の期限に合わせるため、短く設定することについて定めています。

第5条は、開示請求に係る手数料等についてです。

個人情報保護法において、地方公共団体の開示請求の手数料は条例で定めることとされているため、手数料の額について定めるとともに、写しの交付及び送付に要する費用についても本条例において定めるものです。

次に、第6条は、5ページにかけて、訂正請求の手続きについてになります。

訂正請求とは、開示請求により開示を受けた個人情報について、その内容が事実でないとされる時に、その情報の訂正を請求できる仕組みのことをいいますが、訂正請求書には、法定の記載事項以外に規則で定める事項を記載できることについて定めています。

続く、第7条は、利用停止請求の手続きについて。

利用停止請求とは、開示を受けた個人情報について、行政が適法に基づき取得をしていない、あるいはその利用目的の範囲を超えて保有している、利用目的以外に利用・提供していると思われる時に、行政に対し利用等の停止を求めることができる仕組みのことを言いますが、この利用停止請求書には、法定の記載事項以外に規則で定める事項を記載できることについて定めているものです。

第8条は、別海町情報公開・個人情報保護審査会への諮問についてです。

個人情報の適正な取扱いを確保するための諮問機関として、別海町情報公開・個人情報保護審査会を設置することについて定めています。

なお、審査会の組織や手続き等については、次に説明をする別海町情報公開・個人情報保護審査会条例で定めることとしています。

附則として、「この条例は、令和5年4月1日から施行する。」こととしています。

6ページに進み、附則第2条は、別海町個人情報保護条例の廃止についてです。

地方公共団体の個人情報の取扱いについて、個人情報保護法の規定が適用されることに伴い、現行の別海町個人情報保護条例を廃止することについて定めているものです。

附則第3条は、7ページにかけてになりますが、別海町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置についてです。

職員、委託先等に対する別海町個人情報保護条例の廃止後の守秘義務や、本条例の施行前に行われた開示請求等への対応について定めています。

また、職員、委託先等が、条例の施行前に保有していた個人情報の不当な提供、漏えい等に対する罰則や別海町個人情報保護条例に違反した場合の罰則は従前の例によることについても定めています。

附則第4条は、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正についてです。

個人情報保護法の改正に伴い、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の個人情報に関する規定を改正することについて定めています。

8ページ、附則第5条は、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正に伴う経過措置についてです。

本条例の施行前から指定管理者であった者等に対する守秘義務についても定めているものです。

附則第6条は、別海町自治基本条例の一部改正についてです。

個人情報保護法の改正に伴い、別海町自治基本条例の個人情報に関する規定を改正することについて定めているものです。

以上で、議案第19号別海町個人情報の保護に関する法律施行条例の説明を終わります。

次に、議案資料9ページ、議案第20号別海町情報公開・個人情報保護審査会条例についてになります。

議案第19号と同様に各条とも囲み枠内の解説に基づいて御説明いたします。

まず、第1条ですけれども、第1条は、本条例の趣旨について定めているものです。

第2条の設置につきましては、審査会の設置目的や、設置期間について定めています。

なお、別海町個人情報保護条例に基づき設置をしていた別海町個人情報保護審査会は、当該条例の廃止により、今後、設置しないこととなります。

第3条は10ページにかけてになりますが、本条例で使用する用語の定義について定め

ているものです。

第4条の、所掌事項は、審査会が調査審議する事項について定めています。

次の第5条、11ページの第6条、第7条及び第8条は、審査会組織に係る委員の人数、任期、守秘義務等、委員会における会長及び副会長の選任、役割等、並びに調査審議について定めているものです。

次に、第9条です。

第9条は、は12ページにかけてになりますが、審査会が第4条第1号及び第2号に掲げる調査審議、これは、公開請求に係る不服申立てに関する事項や、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る審査請求に関する事項ということになりますけれども、これらについて、調査審議を行うための、審査会からの情報提示、資料提出、意見書提出、事実の陳述等の要求について定めているものです。

第10条及び続く第11条では、審査請求人等からの意見陳述の要求等及び意見書又は資料の提出について定めているものです。

続く、第12条は、13ページにかけてになりますが、審査会からの意見書又は資料の送付、審査請求人等からの意見書又は資料の閲覧の要求について定めています。

また、意見書等の送付、閲覧に係る意見の確認についてもあわせて定めているものです。

次の、第13条は、調査審議の非公開について定めています。

第14条の答申書の送付等は、14ページにかけてになりますが、審査請求等に係る諮問に対する答申をした際の、答申書の審査請求人等への写しに送付及び公表についてを定めているものです。

続く、第15条は、審査会が調査審議を行うための、町の機関や町の機関以外の者に対する協力依頼について定めているものです。

第16条は、規則への委任事項について定めています。

第17条は、罰則の規定です。

委員が職務上知りえた秘密を漏らした場合の罰則と、その適用範囲について定めています。

附則として、「この条例は、令和5年4月1日から施行する。」こととしています。

15ページに進み、附則第2条は、別海町情報公開条例により設置をしていた別海町情報公開審査会の機能を、この別海町情報公開・個人情報保護審査会に移行するため、審査会に関する規定を改正することについて定めています。

附則第3条は、16ページにかけてになりますが、旧情報公開審査会の廃止に伴う経過措置についてです。

別海町情報公開審査会に対する諮問は、本条例の施行後、別海町情報公開・個人情報保護審査会へ引継ぐことについて定めています。

また、別海町情報公開審査会の委員であった者等に対する守秘義務についても定めているものです。

また、附則第4条は、旧情報公開審査会の廃止に伴う経過措置についてです。

旧別海町個人情報保護審査会に対する諮問は、本条例の施行後、別海町情報公開・個人情報保護審査会へ引継ぐことについて定めています。

また、別海町個人情報保護審査会の委員であった者等に対する守秘義務についても定めているものです。

以上で、議案第19号別海町個人情報の保護に関する法律施行条例及び議案第20号別海町情報公開・個人情報保護審査会条例についての説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第19号及び議案第20号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

3点ほど、御質問いたします。

1点目ですけれども、この法の改定によって必要な事項を定めるっていうことですから、それ自体はですね、やっぱり必要なことなんだろうなというふうに思うんですが、これによって、これまでの町の個人情報保護についての考え、方針ですね、あるいは対策が変わるのかどうかという点について、お聞きしたい、改めて町の個人情報保護についての考え方をお聞きしたいというのが1点です。

それから、2点目ですけれども、個人情報保護法についてとりわけ気になるのはですね、個人情報が意図的に流れるっていうのはもってのほかだけど、町の意図に反してですね、流出をするということが非常に気になる点で、全国的にも意図に反した保護というか、その持っている団体組織から、その組織が意図しない形で流れていっちゃうということは、全国的にも、今、そういう事例が相次いでいますよね。

そういうことを防ぐ具体的方策についてですね、どうお考えでるかっていうのが2点目です。

それから、もうちょっと具体的な話になるんですが、情報一般はもちろんのことですが、加工された情報が流出または本人の承諾なしに第三者に提供されるっていうことは、ないというふうに思うのだけど、その点を確認をしたいと思います。

以上3点です。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 質問について、お答えいたしたいと思います。

まず、1点目、これまで条例で定めていたもの、町の花神といひますか、そういうものについて、法律に基づいた条例にすることについて、何か変わったり劣ったりすることはないのかという趣旨の御質問だったかと思ひますけれども、基本的に法律が覆っているもの、カバーしているもの、それを基本的に遵守する形にはしておりますけれども、先ほど、説明の中でも申し上げましたが、例えば開示請求に対する決定の期限とか定められた法律の中で、町の運用の中でですね、町民に対しての便宜を図れる部分というものについては、町の独自の考えで設定をしているものもあります。

その考えというのは、もともとの条例の考えを引き継いでいる、受け継いでいるということになりますので、その辺について、情報の取扱うルール、町のルールが変わるといひか、大元が変わるといひことになりますけれども、その精神そのものについて変更になっているものはないというふうに思っているところでございます。

それから、具体的な漏えいとか漏れとかそういうことに対するということになりますけれども、これに対して、例えば町が何か特別技術的なものをこの条例の運用に当たってですね、協議をする特別なセキュリティー対策を新たに講じるといひことはなかなかで

きないことですので、これまで取り扱っているものに準じて行うということになりますけれども、今回、法の制度ではですね、個人情報保護審議会委員会という、国としてのそういう審査する組織ですね、いろいろマイナンバー等の導入もあって、個人情報というものが、統一的に管理される部分もありますので、そういうものが誤った形で使用をされていないか、そういうことを審査をする、チェックをする機能を持った組織として、内閣府に置かれる委員会があるんですけども、これらは全て、日本全国どの部分に対してもですね、チェックの目を引き光らすというような機能を持った委員会となりますので、町の独自というものではなかなか難しいかなというふうに思いますが、その辺について、期待をしたいというふうに思うところでございます。

えーとですね、加工をしているデータの部分についての漏えいということだったかと思いますが、そちらの方も2点目の質問に対するお答えと同じくなるんですけども、町の方で特別何か技術的なということを持っているわけではないんですけども、ただ、特にそういう加工するっていうものは、データで常時管理をしているものとかっていうことに対するものが多いのではないかなというふうに考えられるですけども、それらについては、情報セキュリティーに関する規定というものの、この情報の進化というデジタル化が進む中で、町としての要領整備、要綱整備等も定めながら進めておりますので、そちらの方でしっかりした体制を今後も構築していきたいと思っております。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 1点目については、基本的姿勢は変わらないんだと。

あくまでも個人情報保護していくというその姿勢については、変わらないということで確認してよろしいのかと思います。

ただ、システムが統合されていくのでね、なかなか町が及ばないというそのいずさみたいなのは出てくるというのは、今回のこの改定の1つの問題点かなというふうに思いますが、これは町の責任ではないと私は思ってます。

個人情報が町の段階で、町が意図しないんだけど流出してしまうと。

それを最大限に防ぐというそのお考えがあたりだと思うんだけど、その点、町の責任で流出していくということを防ぐということで最大の努力をするっていう点。

この点について、再度確認したいと思います。

それから、加工された情報が、これも確認なんですけど、本人の承諾なしに第三者に提供されるということはないっていうふうにお答えになったかなと思いますが、そういうことはありませんねっということを確認したいと思います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

なかなか難しい問題だとは思いますが、今回の法律が導入されるに当たりましてですね、安全管理措置という部分についても、言われていることなんですけれども、国のガイドラインに記載されていますけれども、その内容としては、組織体制の確立、あるいは職員の教育であったり、機器の管理システム対策の設定というようなことになってるんですけども、先ほども少し申し上げましたけども、この安全管理につきましては、現行の条例におきましてですね、関係規定がありまして、それに基づいて、先ほど申し上げたようにですね、いろんな要綱や要領の整理等ということも努めておりますので、そう

いう形で、引き続き、進めていくということが1点、それから、意図しないところですね、加工したデータの流出であるとか、漏えいということに関しましては、こちらもそうなんですけど、セキュリティー機能っていうものをですね、町のできる部分だとしては、町が推し進めているデジタル化の速度に合わせながら、一方でそれに対するセキュリティー対策も併せて、今後も講じていくということを進めていくという以外にはないのかなというふうに考えております。

そういう対策については、講じていきたいというふうに考えております。

○議長（西原 浩君） 中村議員よろしいですか。

それでは、そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

ただいま議題となりました議案第19号別海町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について及び議案第20号別海町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての2件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第22号から日程第23 議案第21号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第22号別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15 議案第23号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第16 議案第24号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第17 議案第25号別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第18 議案第26号職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第19 議案第27号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第20 議案第28号別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第21 議案第29号公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第22 議案第43号職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について、日程第23 議案第21号別海町職員の降給に関する条例の制定についての10件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

○総務部次長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） はい。

議案第21号別海町職員の降給に関する条例の制定について、議案第22号別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号別海町企業職

員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第43号職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についての10本は関連がありますので、一括して御説明させていただきます。

初めに、本制度の概要について申し上げます。

地方公務員の定年については、地方公務員法第28条の2第2項の規定により、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるとされており、本町においても、別海町職員の定年等に関する条例で定めています。今般、国は、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少、人生100年時代を迎える中、複雑高度化する行政課題への適確な対応の観点から、能力と意欲ある高齢期の職員を最大限に生かし、その知識、技術、経験を継承していくため、国家公務員の定年年齢を段階的に引き上げるとともに、組織全体の活力維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援を図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるため国家公務員法の改正を行ったところです。

これに伴い、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めている地方公務員についても、同様の措置を講ずるため地方公務員法の一部を改正する法律を制定し、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

新制度の主な内容は、大きく7点となります。

1点目は、定年年齢を令和5年度から61歳とし、以降2年ごとに1歳ずつ引上げ、令和13年度以降は65歳となります。

2点目は、管理監督職勤務上限年齢制度、いわゆる役職定年制を導入します。定年年齢の引上げ後も組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、60歳を迎えた管理監督職は管理職以外の職へ降任させることとなります。

3点目は、60歳到達後、最初の4月1日以降の給与水準を60歳時点の7割とすることとなります。

4点目は、定年前再任用短時間勤務職員制度を導入します。60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に達した日以後、定年退職日前に退職した職員について、本人が希望する場合に短時間勤務の職に再任用することができることとなります。5点目は、退職事由の特例導入と退職手当の算出方法見直しです。60歳到達日以後、定年年齢までの間に退職した場合の退職事由は定年となります。また、その場合給料月額は7割措置されていることから、定年前に退職した場合よりも退職手当の水準が低くならないようピーク時特例が適用されます。

6点目は、事前情報提供・勤務意思確認制度の導入です。任命権者は職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当等に関する情報を提供し、60歳以後の勤務の意思を確認します。

7点目は、再任用制度の廃止と暫定再任用制度の導入です。定年年齢の引上げにより現行の再任用制度は廃止されますが、定年年齢は段階的に引き上げられることから、65歳までの雇用を確保するため、暫定再任用制度が導入されます。

これらを受け、本町においても、法律の施行にあわせて、法改正の内容を踏まえた職員

制度に移行する必要があるため、関係する 8 本の条例について所要の改正を行うとともに、給料月額を 7 割とするための別海町職員の降級に関する条例の新規制定及び不用となる別海町職員の再任用に関する条例の廃止を行おうとするものです。

私からの議案の御説明については、初めに、本改正の中心となる議案第 22 号及び 23 号、その後、24 号から 29 号及び 43 号を行い、そののち、新規制定である議案第 21 号を総務部長から御説明させていただきます。

では、議案第 22 号です。

議案書では 31 ページから 43 ページまでとなります。

なお、改正条文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。議案資料の 21 ページをお開き願います。

21 ページから 33 ページ上段までが本改正案の新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後、下線部分が改正箇所となります。

33 ページ中段から 38 ページまでは附則となります。

こちらも説明は省略させていただき、39 ページから 43 ページまでの別海町職員の定年等に関する条例、主な改正事項により御説明いたします。

39 ページをお開き願います。

条例の主な改正事項となっております。

第 3 条は、定年についての規定です。

職員の定年を 60 歳から 65 歳へ引き上げる旨を規定しています。また、医師についてのただし書きを削除しています。

第 4 条は、定年による退職の特例についての規定です。

ただし書きにて、特例任用により役職定年制の異動期間を延長した場合の最大 3 年間の勤務延長について定めています。

第 6 条は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職についての規定です。

役職定年制の適用を受ける職員の範囲を管理職手当の支給を受ける職員として規定しています。また、医師については役職定年制の適用を受けない旨定めております。

第 7 条は、管理監督職勤務上限年齢についての規定です。

管理監督職の上限年齢を 60 歳とする旨定めています。

第 8 条は、他の職への降任等を行うに当たって順守すべき基準についての規定です。

役職定年の適用で降任する際に、第 1 号から第 3 号にて、人事評価による適正職への任用、降任先への職の配慮、逆転となる降任への配慮について定めています。

第 9 条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例についての規定です。

役職定年制による降任等の適用除外又は特例について規定しています。第 1 項では役職定年の特例として任用する場合の基準を規定し、第 2 項では特例任用の期間は 1 年以内であるが、継続して最長 3 年間留任することが可能な旨定めています。

第 10 条は、異動期間の延長等に係る職員の同意についての規定です。

特例任用を行う場合に本人同意を義務付けたものについて定めています。

第 11 条は、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置についての規定です。

特例任用期間中、延長事由が解消した場合は期間中途であっても、他の管理監督職と同様に他の職に降任等する旨定めております。

第 12 条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用についての規定です。

60歳超過職員が60歳到達日から当該職員の定年年齢までの間に一旦退職し、短時間勤務として再任用されることが出来る新制度です。再任用制度の廃止に伴い導入される制度となります。

第13条は、構成団体として一部事務組合の60歳超過職員を定年前再任用短時間勤務職員として採用することができる旨定めております。

次に制定附則です。

第3項は、定年に関する経過措置についての規定です。

定年に関する経過措置として、年度ごとに引き上げられる定年年齢を定めております。

第4項は、情報の提供及び勤務の意思の確認についての規定です。

60歳到達日の属する年度の前年度において、当該職員に60歳到達日以後に適用される任用条件、これは、常勤・定年前再任用短時間勤務、役職定年制等について、給与、これは降給に関する事項、退職手当その他手当について、また、勤務時間、その他の勤務条件に関する情報を提供し、継続しての勤務意思を確認する旨定めています。

次に改正附則です。

第2条は、勤務延長に関する経過措置についての規定です。

勤務延長の経過措置を規定しており、第1項では旧条例により勤務延長をしている職員に対する改正条例の施行日以後に相当する事由がある場合、1年以内の期限で勤務延長することができるとしています。ただし、旧条例による勤務延長の開始から通算して3年を超えることはできません。また、第2項では、勤務延長している職員における職制について、昇任、降任等の異動を認めない旨定めています。

第3条は、定年退職者等の再任用に関する経過措置についての規定です。

旧制度における再任用職員における経過措置について定めています。

第1項では旧条例により再任用職員となっているもの等について、新条例による暫定再任用として常勤採用することが出来る職員に関する経過措置を定めています。

第2項では令和13年度末までの間、65歳に到達する年度の末日まで選考により常勤の暫定再任用職員として採用できることとしています。

第3項では暫定再任用職員の任期を1年以内とし、第4項では任期の更新を人事評価の結果が良好である場合としています。第5項では任期の更新は本人同意によることとしています。

第4条では、暫定再任用職員に関する経過措置として、第1項では構成団体として一部事務組合の60歳超過職員を暫定再任用職員として採用できることを定め、第2項では、前項と同様の職にあるものについて、65歳未満の定年年齢とされた職員が定年年齢により退職した場合の暫定再任用職としての採用を定めています。

第5条では、暫定再任用職員となるもののうち、短時間勤務となる職員について定めています。

第6条では、一部事務組合の職員で、前条により暫定再任用職員で短時間勤務の職とするものに対する経過措置です。

第7条は、令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢についての規定です。

常勤の暫定再任用職員の昇任、降任等の特例として条例で定める職及び年齢を定めています。

第8条は、令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公

務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢についての規定です。

短時間勤務の暫定再任用職員の昇任、降任等の特例の読替適用を定めています。

第9条は、令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員についての規定です。

短時間勤務の暫定再任用職員が定年退職相当年齢に達するまでの間における昇任、降任等の特例とする職を定めています。

第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置についての規定です。

定年前再任用短時間勤務職員の経過措置について、当該定年前再任用短時間勤務職員が常勤職であった場合に適用される、定年年齢に達した後に定年前再任用職員とすることはできない旨定めています。

第11条は、令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢についての規定です。

事前情報提供及び勤務意思確認行為を行う対象として基準とする年齢を60歳と定めています。

ここで33ページにお戻りください。

改正附則の最上段、第1条の施行期日についてです。

「この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第22号別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

続いて、議案第23号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書では44ページから50ページまでとなります。

なお、こちらにおきましても、改正条文の朗読は省略させていただき、議案資料により御説明いたします。

議案資料の44ページから95ページまでが本改正案の新旧対照表となります。

96ページから97ページまでは附則となります。

こちらも説明は省略させていただきまして、98ページから100ページまでの別海町職員の給与に関する条例主な改正事項により御説明いたします。

98ページにお進みください。

第4条の2は、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額についての規定です。

再任用職員制度の廃止に伴い、新制度における定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算定について定めています。

第11条から第19条は、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外についての規定です。

再任用職員制度の廃止に伴い定年前再任用短時間勤務職員への文言改正が主な内容となります。

次に制定附則です。

第7項では、60歳超過職員の給料月額の7割措置について定めています。

なお、第8項について、資料に記載誤りがありましたので修正をお願いいたします。

四角囲み内の最上段、「第5号」の記載がありますが「第4号」の誤りとなっております。申しわけございません。

さて、この第8項では、給料月額7割措置の適用除外となる職員として、第1号から第4号までの職員を定めています。

第1号は、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び任期付き職員。

第2号は、町立別海病院及び出先診療所に勤務し医療業務に従事する医師。

第3号は、特例任用の職として異動期間を延長している職員。

第4号は、定年の特例事由により勤務延長として勤務していた職員となり、本町においては現状、第2号にて医師を適用除外としております。

第9項では、役職定年による降任等後の給料月額について、管理監督職勤務上限年齢調整額の支給根拠について定めています。

第10項では、管理監督職勤務上限年齢調整額の算定時において、基礎となる基礎給料月額が降格後の職務の級における最高号給の給料月額を上回る場合は、当該最高号給の給料月額を上限として計算することとしています。

第11項では、管理監督職ではなかった職員で給料月額7割措置を受ける職員についても、管理監督職であった職員との権衡上必要と認められる場合において、給料月額を調整することが出来る旨定めております。

第12項は、管理監督職ではなかった職員で給料月額7割措置を受ける職員に対し、任用の事情を考慮して、権衡上必要と認められる場合において、給料月額を調整することが出来るとする規定です。

第13項は、その他経過措置全般について、施行上の手続又は要件等規則へ委任するものです。

次に改正附則です。

第2条は、経過措置についての規定です。

暫定再任用職員の定めを改正前の地公法及び定年条例により施行日以後の期間において定年の勤務延長している職員に適用しない旨定めています。

第3条は、暫定再任用職員の給料月額の決定については、定年前再任用短時間勤務職員の給料表適用と同様とする規定です。

第2項は、暫定再任用職員の育児短時間勤務に係る給料月額の算定方法の読替規定となります。

第3項では、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額の算定方法を定年前再任用短時間勤務職員とした場合に同様として扱うものとすることを定めています。

第4項では、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして給与条例を適用する旨定めています。

第5項では、暫定再任用職員の期末手当は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する旨定めています。

第6項は、暫定再任用職員の勤勉手当の読替規定となります。

第7項では、暫定再任用職員には適用しない手当等について定めています。

第8項では、暫定再任用職員に関する委任について定めています。

第4条では、その他の経過措置の規則への委任についての規定です。

改正附則に定めのない経過措置については、規則に委任する旨定めています。

ここで96ページにお戻りください。

最上段、改正附則となります。

第1条の施行期日についてです。

「この条例は、令和5年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第23号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

続いて、議案第24号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書では51ページとなります。

減給されている職員が降級となった際の規定に関する改正となります。

なお、改正条文の朗読は省略させていただき、議案資料により御説明いたします。

議案資料の101ページが本改正案の新旧対照表となります。

第3条の最上段、6月以下の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として「この場合において、その減ずる額が給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。」を加えるものです。

附則です。

「この条例は、令和5年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第24号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

続いて、議案第25号別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書では52ページとなります。

こちらにつきましては、定年前再任用短時間勤務制等の導入に関連する文言修正等を行うおうとするものです。

こちらにつきましても、改正条文の朗読は省略させていただき、議案資料により御説明いたします。

議案資料の102ページが本改正案の新旧対照表となります。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、第16条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改めるものです。

附則です

1項では、「この条例は、令和5年4月1日から施行する。」とするものです。

2項では、地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第10条及び第11条の規定は、適用しないとするものです。

以上で、議案第25号別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

続いて、議案第26号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書では54ページから55ページとなります。

こちらにつきましても、定年前再任用短時間勤務制等の導入に関連する文言修正等を行うおうとするものです。

改正条文の朗読は省略させていただき、議案資料により御説明いたします。

議案資料の１０３ページから１０５ページが本改正案の新旧対照表となります。

第２条第３項中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項若しくは第２項の規定により採用された職員で同法第２２条の４第１項」に、「占める職員」を「占めるもの」に改めるものです。

また、第２条第３項、第３条、第４条第２項及び第１２条第１項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

附則です。

第１条、施行期日では、「この条例は、令和５年４月１日から施行する。」とするものです。

第２条、経過措置では、暫定再任用職員で地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用するとするものです。

以上で、議案第２６号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

続きまして、議案第２７号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書では５６ページから５７ページとなります。

こちらにつきましても、定年前再任用短時間勤務制等の導入に関連する文言修正等を行おうとするものです。

こちらにつきましても、改正条文の朗読は省略させていただきます。

議案資料により御説明いたします。

議案資料の１０７ページから１０８ページが本改正案の新旧対照表となります。

第２条に次の１号を加えるものです。

「３号 定年条例第９条第１項から第４項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員」。

第９条に次の１号を加えるものです。

「３号 定年条例第９条第１項から第４項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員」。

第１７条の表、第４条の２の項を削り、同表第１１条第２項の項及び第１８条の２第２項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

１０９ページにお進みください。

附則です。

１項は、「この条例は、令和５年４月１日から施行する。」とするものです。

２項は、地方公務員の育児休業等に関する法律第１０条に規定する育児短時間勤務を行う職員に対する別海町職員の給与に関する条例附則第７項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「」に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第２条第２項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」とするものです。

以上で、議案第２７号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

続いて、議案第２８号別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正

する条例の制定について御説明いたします。

議案書では５８ページとなります。

こちらにつきましても、定年前再任用短時間勤務制等の導入に関連する文言修正等を行うおうとするものです。

なお、改正条文の朗読は省略させていただき、議案資料により御説明いたします。

議案資料の１１０ページが本改正案の新旧対照表となります。

第３条中「地方公務員法第２８条の５第１項」を「法第２２条の４第１項」に、「同法」を「法」に改めるものです。

附則です。

「この条例は、令和５年４月１日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第２８号別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

続いて、議案第２９号公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書では５９ページから６０ページとなります。

こちらにつきましても、派遣することができない職員に６０歳以後も特例で管理監督職を占める職員を追加しようとするものです。

なお、こちらにつきましても、改正条文の朗読は省略させていただき、議案資料により御説明いたします。

議案資料の１１１ページが本改正案の新旧対照表となります。

第２条第２項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加えるものです。

「５号 別海町職員の定年等に関する条例第９条第１項から第４項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員」。

また、附則に次の１項を加えるものです。

「（経過措置）３ 別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第２条第１項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、別海町職員の定年等に関する条例第４条第２項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、この条例の規定を適用する。」とするものです。

１１２ページに附則が載っております。

「この条例は、令和５年４月１日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第２９号公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

続いて、議案第４３号職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。

議案書９３ページをお開き願います。

職員の再任用制度については、年金受給年齢と雇用の連結のため地方公務員法第２８条の４に基づき導入されていましたが、これまで御説明したとおり職員の定年年齢が６５歳まで引き上げられることにより廃止となることから、本条例を廃止しようとするものです。

なお、定年年齢は令和５年度から令和１３年度にかけて、段階的に６１歳から６５歳まで２年ごとに１歳ずつ引き上げられることから、この間について、６５歳までの雇用を確保する趣旨で、暫定再任用制度が設けられます。この暫定再任用制度の内容は、現行の再

任用制度と基本的になっております。

それでは、議案書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

職員の再任用に関する条例を廃止する条例。

職員の再任用に関する条例は、廃止する。

附則として、「この条例は、令和5年4月1日から施行する。」

以上で、議案第43号の内容説明を終わります。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） それでは、引き続き、私から議案第21号別海町職員の降給に関する条例の制定で新規条例になりますけれども、こちらの御説明をさせていただきます。

先に本条例制定の概要を申し上げます。

これまで御説明いたしましたとおり、地方公務員法の一部改正により、令和5年4月1日から新たに定年年齢の引上げ、役職定年制等が導入をされます。役職定年制の導入に伴い、役職定年となる職員は、給料月額7割措置がとられることとなりますが、現在、本町におきましては、職員の降給に関する規定がないことから、新たに本条例を制定しようとするものです。

主な制定内容は、降給の種類、降格の事由、降号の事由を定め、能力評価や心身の故障等により職務の遂行に支障がある場合等に加え、定年延長制度の開始に伴い役職定年を迎えた職員の降格降級を規定するものです。

議案書では、28ページから30ページまでとなりますが、議案本文の朗読は省略させていただきます、議案資料により御説明いたします。

議案資料17ページをお開き願います。

条例本文とその解説となります。

各条とも、囲み枠内の解説に基づいて御説明いたします。

第1条は、地方公務員法に基づき、職員の降格降給に関し必要な事項を規定することを定めています。

第2条は、降給の種類に関して規定しており、降格、降号に加え、役職定年制に伴う他の職への転任に伴う降給を定めています。

第3条は、降格に該当する事由を定めています。

降任により下位の職務の級に分類されている職務を遂行することになった場合のほか、第1号（ア）では勤務実績がよくない場合、（イ）では心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、（ウ）ではその職務に必要な適格性を欠く場合を定めています。

第4条は、降号に該当する事由を定めています。

第5条は、降給する際には、当該職員に書面にて通知を行う必要がある旨を定めています。

第6条は、任命権者から医師による診断を受けるよう命じられた場合に、診断を受けなければならない旨を定めています。

第7条は、規則への委任を規定しています。

附則となりますが、第1項では、この条例の施行日が令和5年4月1日からなることを規定しています。

第2項では、別海町職員の給与に関する条例附則第7項とは、給料月額7割措置に関する特例を規定する条文となりますが、降給としていないため、本項にて定めてるものでございます。

第3項では、役職定年制の適用を受けない非管理監督職員への給料月額7割措置に対する降給通知は行いませんが、給料月額の変更に伴う通知を交付をすることを定めております。

第4項では、企業職員等についても、本条例の規定を準用することを定めています。

以上で、議案第21号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第21号から議案第29号、議案第43号の10件について、内容説明が終わりしましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ちょっと2、3点お伺いします。

新規条例なんですけれども、この中の、条文中、第3条と第4条中に、全体評語という用語がありますけれども、評語っていうのは、評価の結果を表す言葉でないかなと思ってますけれども、これは人事評価上の能力評価と業績評価というのがありますけどね。

これらを総括した総括評価のことを言ってるのか、それが1点目です。

それから、全体評語が最下位の段階である場合っていうふうにうたってますけどもね、この全体評語っていうのは、段階的に3段階なのか5段階なのかね、段階が何段階あるかをちょっと教えてください。

それ、2点目。

それから、3点目はですね、降格だとか降号の事由についてなんですけれども、これいづれも、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合が、その事由の要件の一つとなって、最終的には意に反する降給に至ると。

こういう意味なのか、そこが3点目です。

それから、3点目の定期評価っていうのがありますけども、これ人事評価やってるんでしょうけれども、これは、実施時期なんですけども、年に1回なのか、2月にやるのか、3月にやるのか時期についてお知らせください。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

まず、議員のおっしゃる全体評語ですけれども、議員のおっしゃるとおり、人事評価の能力評価と業績評価の総括評価のことになります。

この全体評語は、全部で5段階という形で、現在人事評価は行っております。

それから、降格降号の事由についてということで、こちらの方も議員おっしゃるとおり、職員の全体評語が最下位の段階である場合、その評語が降格降号に至る要因となるということになります。

それから、人事評価、年にどのくらい行っているのかという御質問だったかと思えますけれども、今、本町で行っている人事評価のスケジュールを申し上げますと、年度当初に、まず職員、個人個人が目標設定を行って、所属長、職場長の期首面談を行いまして、目標設定を具体的に定めます。

その目標設定に向かって、1年間評価勤務に当たるということになりますけれども、その1年経過する少し前になりますけれども、大体、年が明けた頃から年度末に、大体、今の時期までに向けてということになりますけれども、職員は自らの1年間の自己評価を行うということになります。

その自己評価を持って、所属長、職場長による評価として期末面談を実施した上、最終的な職員の評価ということを決定しているということになります。

評価の流れの回数としては、1回ということになるのかなとは思いますが、1年を通してそういうスケジュールの中で、人事評価、勤務評価を行っているという形になるところです。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） わかりました。

何ていうんですか、その全体評語が最下位というのはですね、率直に言って優秀だとか普通だとかそういう5段階の評価があるんでしょうけども、最下位になるっていう確率ですか、そういうのはどの程度あるんでしょうかね。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 人事評価につきましては、本町において導入をしてから数年経過することになりますけれども、5段階で5が極めて良好、4が特に良好、3が良好、通常、2がやや良好でない、1が良好でないということになりますけれども、これまでの中で、全ての全体評価の中で、1やや良好ではないという部分ですけれども、これに該当する職員がいたという事例はございません。

○議長（西原 浩君） 田村議員よろしいですか。

はい、そのほか質疑ありますか。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

2点お聞きしたいんですが、まず1点確認ですけど、今回、法改正で何年か経ちますけど、経過がありますけど、令和13年には65歳にまで引き上がるっていう話で、ただ、60歳超えての管理職にはなれないよというところでの降格ですか、降格ということが、その規定がなかったから、今回、規定を設けますということでしたけれども、これは単に、定年が延びたから必要だということもあるんだけど、職員全般に関わる規定っていうふうな捉え方でいいかっていうのが1点なんです。

それから、もう1点は、評価に対する本人のね、疑義というのか、異議というのか、見解が違っている場合の措置として、どんなことが規定されているのか、されてないのかということをお聞きします。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

初めの部分の質問についてですけれども、もともと分限に関する条例というものを町の方では定めておまして、その部分についての条例の定めというのはあるんですけども、

その分限条例の中で、具体的に降給に関する定めというものを行っていないということの中で、今回、この役職定年制と定年延長の制度が導入されるに当たりまして、そのことを盛り込んだ中で全体的な降給、それは、例えば、心身の不調であったりというようなことも含めて、降給せざるを得ない状況になったようなときのことも全体的に網羅するためということでの条例の定めということになっているところでございます。

はい、すいません。

もう1点の質問ですけれども、その評価に対する職員が何か申し立てをすることがあるのかという部分ですけれども、先ほど人事評価に対するですね、1年間のスケジュールというものを申し上げさせていただきましたけれども、人事評価の部分に関する降給等の取扱いに関することに関して言えば、先ほど言いましたように、所属長はこの自己評価に対して、必ず所属長としての評価を行い、その評価結果等をですね、本人に開示するしないは、その際の判断になるんですけれども、それをしながら期末面談を行うということになります。

ですから、その期末面談というのは、もちろん1年間の総括をした部分での面談ということになりますけれども、自分の評価、あるいはそれと所属長の評価、その辺に差異はないのか、あるいは差異があったとした場合に、どういうことなのかということもきちんと話し合えるような形というか、そういう仕組みの中で、人事評価の流れというものを設定しておりますので、その際にですね、疎通ができるというような形になっているところでございます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 1番目については、明確にわかりました。

2番目については、いろいろ話あって最終結論を出すんだから、争いはないみたいなおっしゃり方だったんだけど、別海町の町職は、町の役場はですね、大変皆さん頑張ってるし、お互いに意思疎通ができてるんだというふうに思うんですけど、理論上ですね、理論上、やっぱりどうしてもこう何というか、争いつていうか、評価の違いが出てきた場合にというのは、理論上ありうるわけですね。

それに対する、そういう場合になったらどうするんだっていうことについては、規定はあるんでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

該当事例というか、使用事例がこれまでにあったことはないんですけれども、この人事評価の制度の中でですね、いわゆるそういう食い違い、意思の疎通ができないなんていう場合に、相談員制度みたいな設置をして、そこに相談をして、先ほど私が申し上げましたようなですね、整理をするという制度はあるんですけれども、実際にこれまでのところでですね、その制度を活用するといったような流れの事例というのは、起きていないところでございます。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） ただいま総務部長の答弁のとおりなんですけれども、中村議員

の質問にありました、理論上あり得るのではないかとということですが、先ほど田村議員にもお答えしたように、５段階で評価をしましてですね、評価する側は、直属の上司１人でなくてですね、補助をする評価者、評価補助者もつけますし、どちらかという、自己評価の方がですね、やはり自分１人の考え方になりますから、上司はいろんな部下を見て、こう見比べた中で、全体評価しますんで、本人といろんな期末面談で、あなたはこう評価してても、上司はこう見てるよっていう話をするそうですね、大体納得されているということだと。

それが、先ほどありましたように、非常に問題になるようなですね、一番低いだとか、そういう評価がされていて、そのことが昇給ですとか昇格とかにですね、影響を及ぼすような事態であればですね、その評価が必ずではないにしても、そういう昇給、昇格とかに影響も及ぼすということはあることになってます。

そういうことがあるのであれば、もちろん、それは公平委員会とかにですね、申立ててもらおうということにはなろうかと思いますが、評価制度そのものを運用していく中で、総務部長が答えたように、今までの間ですね、そのようなことは起きていないという状況であります。

○１３番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） はい。

かなり微妙だなというふうに思ってるんですが、１点だけね、相談員制度っていうお話がありましたんで、それはどういうものかは、最後にちょっとお聞きしたいと思います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 制度の内容ですけれども、評価制度を円滑に運用するために、評価者と被評価者が制度内容をよく理解し合って、適切に評価を行うということが前提になりますけれども、開示された評価結果に納得がいかない、あるいは苦情、その人事評価に関する苦情全般というか、そういう形の中にですね、口頭、あるいは電話、メール等により、苦情相談員に申出、相談を行うということになります。

ただし、開示をされました評価結果に関する苦情相談につきましては、その評価結果の早期確定の観点からということで、評価結果の開示を受けた日から１週間以内に申出ができるというような規定になっているものでございます。

また、苦情相談員の対応としましては、その申出があった場合については、その内容に応じて、相談内容が評価手続にもし関連することであれば、改革が必要と判断される場合には、申出を行うであるとか、あるいは苦情相談を受けて、相談者が受けても、職員が例えば納得をしない場合というのは、その苦情処理の申出期間中に留意をしながら、次の手続に移行するため、それは先ほど、副町長が申し上げましたようなそういう機関への相談等についてをアシストするような形というようなことが想定されているというものでございます。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございますか。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） はい、質疑を終わります。

ただいま一括議題とした議案のうち、議案第２１号別海町職員の降給に関する条例の制

定については、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時07分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第24 議案第30号

○議長（西原 浩君） 日程第24 議案第30号別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） はい。

議案第30号別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明いたします。

まず、本条例改正の概要について申し上げます。

現在の別海町監査委員は、地方自治法第196条の規定に基づき、町長が議会の同意を得て選任する識見を有する者と議員のうちから選任する者の各1名を選任していますが、令和4年6月の議会制度調査特別委員会からの調査最終報告で、現在の議会選出監査委員の任期である令和5年4月30日をもって、今後、議員のうちから監査委員の選出はしないとされています。

このことから、議員のうちから監査委員を選出しないことを明確にするため、所要の改正を行おうとするものです。

議案書では、61ページになりますが、改正条文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の113ページをお開き願います。

113ページから114ページが本改正案の新旧対照表です。

右が改正前、左が改正後、下線部分が改正箇所となります。

改正後、第2条の次に新たに第3条を加え、「監査委員は、議員のうちから選任しない。」とするものです。

以降は、新たに第3条を加えることに伴い、改正前の第3条から第12条までを1条ずつ繰り下げるものです。

114ページ下段は附則です。

「この条例は、令和5年5月1日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第30号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第２５ 議案第３１号

○議長（西原 浩君） 日程第２５ 議案第３１号別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第３１号別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書は６２ページになります。

本条例の改正は、現在、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機により住民票等を交付できるよう準備を進めているところですが、多機能端末機では、手数料額の入金をもって端末機が稼働するため、利用者全員の方から交付手数料をいただく必要があります。第５条の免除規定に、例外規定を追加する必要があること、また、住民票の交付において、窓口交付では、１件１枚につき、手数料を徴収しているところ、多機能端末機では、１件１回の利用につき手数料を徴収することになることから、条例の一部を改正するものです。

議案本文の朗読は、省略させていただき、別冊の議案資料で御説明いたします。

議案資料の１１５ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表で、右側が改正前、左側が改正後です。

また、資料は、１１８ページまでとなります。

はじめに、第５条の第１項及び第２項の次に、１１６ページ左側、改正後、第３項、下線部分になりますが、「第１項の規定は、多機能端末機（町の電子計算組織と電気通信回路により接続された民間事業者が設置する通信端末機で、各種証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）による申請には、適用しない。」を加えるものです。

次に、別表中１８の項を改正後に、「住民票の写しの交付 １枚につき２００円。ただし、多機能端末機による申請に基づく交付にあつては、１件につき２００円とする。」に改め、戸籍の附票の謄本又は抄本の交付については、新たに、別表中１９の項に加え、改正前、別表中１９の項を改正後２０の項に繰り下げるほか、以下、１項ずつ繰り下げるものです。

１１８ページをお開きください。

また、附則として、この条例は「公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第３１号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第３１号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第２６ 議案第３２号

○議長（西原 浩君） 日程第２６ 議案第３２号別海町国民健康保険税条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○税務課長（竹中利哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 税務課長。

○税務課長（竹中利哉君） はい。

議案第32号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書26ページをお開き願います。

最初に、条例改正の概要について説明いたします。

北海道国民健康保険運営方針では、令和6年度には事業納付金の医療水準にかかる軽減措置の段階的縮小、令和8年度までに資産割税率の廃止、令和12年度を目途に全道統一保険税率の施行を予定しています。

この方針に基づき、別海町国民健康保険税制度におきまして、令和5年度に資産割税率の廃止、併せて安定的な財源の確保のため、所得割額の率、被保険者均等割額及び世帯別平等割の改定を行います。

これに伴いまして、所得割額の率等を規定する別海町国民健康保険税条例の所要の改正を行うものであります。

議案書は、66ページから68ページまでとなります。

議案本文の朗読については省略し、議案資料で説明いたします。

議案資料119ページをお開きください。

119ページから130ページまでが新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後の条文で、改正箇所は下線で示しております。

130の1ページにお進みください。

改正内容につきましては、改正条例制定説明資料により説明いたします。

改正内容を説明する表は、左から順に区分、改正項目、改正条項、改正内容 となっております。

区分1、改正項目、課税額に規定する条例第2条第2項から第4項までの改正です。

改正内容は、資産割税率の廃止に伴い、条文中の資産割の規定を削除するものです。

区分2、改正項目、被保険者にかかる基礎課税額の所得割額に規定する第3条の改正です。

改正内容は、基礎課税額の所得割額の率を「100分の4.9」から「100分の6.66」に改正するものです。

区分3、改正項目、被保険者にかかる基礎課税額の資産割額に規定する第4条の改正です。

改正内容は、資産税割廃止に伴い、条文を削除するものです。

なお、資産割税率廃止に伴い、第4条、第7条及び第9条を削除しますが、条文の削除に伴う条項の繰り上げは行わず、その形骸を削除として残すことにいたします。

区分4、改正項目、被保険者にかかる基礎課税額の被保険者均等割額に規定する第5条の改正です。

改正内容は、基礎課税額の被保険者均等割額を「30,000円」から「22,000円」に改正するものです。

区分5、被保険者にかかる基礎課税額の世帯別平等割額に規定する第5条の2の改正で

す。

改正内容は、基礎課税額の世帯別平等割額特定世帯以外の世帯は「30,000円」から「22,000円」に、特定世帯は「15,000円」から「11,000円」に、特定継続世帯は「22,500円」から「16,500円」に

それぞれ改正するものです。

130の2ページにお進みください。

区分6、改正項目、被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の所得割額に規定する第6条の改正です。

改正内容は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の率を「100分の1.6」から「100分の2.32」に改正するものです。

区分7、改正項目、被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の資産割額に規定する第7条の改正です。

改正内容は、資産割税率廃止に伴い、条文を削除するものです。

区分8、改正項目、被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額に規定する第7条の2の改正です。

改正内容は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を「7,000円」から「8,000円」に改正するものです。

区分9、改正項目、被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額に規定する第7条の3の改正です。

改正内容は、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を特定世帯以外の世帯は「9,000円」から「8,000円」に、特定世帯は「4,500円」から「4,000円」に、特定継続世帯は「6,750円」から「6,000円」にそれぞれ改正するものです。

区分10、改正項目、介護納付金課税被保険者にかかる所得割額に規定する第8条の改正です。

改正内容は、介護納付金課税被保険者の所得割額の率を「100分の1」から「100分の1.81」に改正するものです。

130の3ページにお進みください。

区分11、改正項目、介護納付金課税被保険者にかかる資産割額に規定する第9条の改正です。

改正内容は、資産割税率廃止に伴い、条文を削除するものです。

区分12、改正項目、介護納付金課税被保険者にかかる被保険者均等割額に規定する第9条の2の改正です。

改正内容は、介護納付金課税被保険者にかかる均等割額を「6,000円」から「7,000円」に改正するものです。

区分13、改正項目、介護納付金課税被保険者にかかる世帯別平等割額に規定する第9条の3の改正です。

改正内容は、介護納付金課税被保険者にかかる世帯別平等割の額を「4,000円」から「5,000円」に改正するものです。

区分14、こちらは、130の4ページ中段までとなります。

改正項目、保険税の減額に規定する第21条第1項第1号アからカまでの改正です。

こちらは、保険税の7割軽減の額を規定する条文です。

第21条第1項第1号アの改正は、基礎課税額の被保険者均等割額から減額する額を

「19,600円」から「15,400円」に改正するものです。

第21条第1項第1号イの改正は、基礎課税額の世帯別平等割額から減額する額を特定世帯以外の世帯は「21,000円」から「15,400円」に、

特定世帯は「10,500円」から「7,700円」に、特定継続世帯は「15,750円」から「11,550円」にそれぞれ改正するものです。

第21条第1項第1号ウの改正は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割から減額する額を「4,200円」から「5,600円」に改正するものです。

130の4ページにお進みください。

第21条第1項第1号エの改正は、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額から減額する額を特定世帯以外の世帯は「6,300円」から「5,600円」に、特定世帯は「3,150円」から「2,800円」に、特定継続世帯は「4,725円」から「4,200円」にそれぞれ改正するものです。

第21条第1項第1号オの改正は、介護納付金課税額の被保険者均等割額から減額する額を「2,450円」から「4,900円」に改正するものです。

第21条第1項第1号カの改正は、介護納付金課税額の被保険者平等割額から減額する額を「2,800円」から「3,500円」に改正するものです。

区分15、こちらは、130の5ページ下段までとなります。

改正項目「保険税の減額」に規定する第21条第1項第1号アからカまでの改正です。

こちらは、保険税の5割軽減の額を規定する条文です。

第21条第1項第2号アの改正は、基礎課税額の被保険者均等割額から減額する額を「14,000円」から「11,000円」に改正するものです。

第21条第1項第2号イの改正は、基礎課税額の世帯別平等割額から減額する額を特定世帯以外の世帯は「15,000円」から「11,000円」に、特定世帯は「7,500円」から「5,500円」に、特定継続世帯は「11,250円」から「8,250円」にそれぞれ改正するものです。

130の5ページにお進みください。

第21条第1項第2号ウの改正は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割から減額する額を「3,000円」から「4,000円」に改正するものです。

第21条第1項第2号エの改正は、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額から減額する額を特定世帯以外の世帯は「4,500円」から「4,000円」に、特定世帯は「2,250円」から「2,000円」に、特定継続世帯は「3,375円」から「3,000円」にそれぞれ改正するものです。

第21条第1項第2号オの改正は、介護納付金課税額の被保険者均等割額から減額する額を「1,750円」から「3,500円」に改正するものです。

第21条第1項第2号カの改正は、介護納付金課税額の被保険者平等割額から減額する額を「2,000円」から「2,500円」に改正するものです。

区分16、130の6ページまでとなります。

改正項目、保険税の減額に規定する第21条第1項第3号アからカまでの改正です。

こちらは、保険税の2割軽減の額を規定する条文です。

第21条第1項第3号アの改正は、基礎課税額の被保険者均等割額から減額する額を「5,600円」を「4,400円」に改正するものです。

第21条第1項第3号イの改正は、基礎課税額の世帯別平等割額から減額する額を特定

世帯以外の世帯は「6,000円」から「4,400円」に、特定世帯は「3,000円」から「2,200円」に、特定継続世帯は「4,500円」から「3,300円」にそれぞれ改正するものです。

第21条第1項第3号ウの改正は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割から減額する額を「1,200円」から「1,600円」に改正するものです。

第21条第1項第3号エの改正は、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額から減額する額を特定世帯以外の世帯は「1,800円」から「1,600円」に、特定世帯は「900円」から「800円」に、特定継続世帯は「1,350円」から「1,200円」にそれぞれ改正するものです。

第21条第1項第3号オの改正は、介護納付金課税額の被保険者均等割額から減額する額を「700円」から「1,400円」に改正するものです。

第21条第1項第3号カの改正は、介護納付金課税額の被保険者平等割額から減額する額を「800円」から「1,000円」に改正するものです。

130の7ページへお進みください。

区分17、改正項目、保険税の減額に規定する第21条第2項第1号の改正です。

改正内容は、基礎課税額の被保険者均等割にかかる未就学児軽減の額をアの7割軽減の該当世帯では「4,500円」から「3,300円」に、イの5割軽減の該当世帯では「7,500円」から「5,500円」に、ウの2割軽減の該当世帯では「12,000円」から「8,800円」に、アからウ以外の世帯では「15,000円」から「11,000円」にそれぞれ改正するものです。

区分18、改正項目、保険税の減額に規定する第21条第2項第2号の改正です。

改正内容は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割にかかる未就学児軽減の額をアの7割軽減の該当世帯では「1,050円」から「1,200円」に、イの5割軽減の該当世帯では「1,750円」から「2,000円」に、ウの2割軽減の該当世帯では「2,800円」から「3,200円」に、アからウ以外の世帯では「3,500円」から「4,000円」にそれぞれ改正するものです。

資料の130ページにお戻りください。

資料の中段、条例の施行期日です。

「この条例は、令和5年4月1日から施行する。」ものです。

また、適用区分につきましては、この条例による改正後の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

以上で、議案第32号の内容について説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第32号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

大きくは1点お聞きしたいんですけど、いろいろ調整を図っておられるっていうのはよくわかったんですが、町民の立場からすればですね、保険に入ってる者の立場からすると、以前、モデルケースで試算された数字が出ましたね。

いろいろなケースがあったんだけど、7,000万の増収っていうか、そういうふうになった場合、確か標準的な中間的な世帯、子供さんが3人おられて御夫婦でっていう収入は大体610万程度のそういう収入があるモデルケースが出て、年間で言えば確か9万6,000円ほど、今までより税金が上がるというような試算かなと記憶してるんですが、例えばそういう場合にですね、この数字を全部こう当てはめていくと、以前出された引上げ額は9万6,000円になるっていうようなことと比べるとですね、上がるのか下がるのかということで、どうなんだろうなというふうに思うんで、その点をお聞きしたいなと思います。

○町民課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 町民課長。

○町民課長（皆川 学君） お答えします。

以前モデルケースで示させていただいたケースですけれども、今回の改正した税率で計算しておりますので、変わらないというのが結果になります。

以上です。

○議長（西原 浩君） 中村議員よろしいですか。

はい、そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） はい、質疑を終わります。

◎日程第27 議案第33号から日程第29 議案第35号

○議長（西原 浩君） 日程第27 議案第33号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第28 議案第34号別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第29 議案第35号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての3件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

○福祉部次長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（干場みゆき君） はい。

議案第33号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、関連がありますので、一括して内容説明をさせていただきます。

まず初めに、概要について御説明させていただきます。

この3件につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、利用乳幼児の安全確保に関する計画策定に係る規定及びバスなど自動車送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定が加えられたこと、また、民法等一部を改正する法律の一部施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第３３号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明をいたします。

議案書６９ページをお開き願います。

本条例の一部改正は、国が定める当該基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

改正文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の１３１ページから１３５ページまでとなります。

本条例改正の新旧対照表で、表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第６条の改正は、引用条項の追加で、次条第１項の次に、第７条の３第２項を加えるものです。

次の１３２ページをお開きください。

第７条の２及び次のページ第７条の３は、利用乳幼児の安全の確保を図るための安全計画の策定などに関する事項及び利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認の徹底についての内容を追加するものです。

第１０条は、家庭的保育事業者が、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について、当該家庭的保育事業の保育に支障がない場合に限り必要に応じ、他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねて事業を実施することができるとする内容に改め、改正前のただし書き規定を削除するものです。

１３４ページ、第１３条は、近年の子どもに対する体罰などの児童虐待が社会問題化する中、長年にわたり児童虐待を正当化する要因となっているなどの理由から、民法第８２２条の親権を行うものは、子の利益のために子の監護及び教育に必要な範囲内で、その子をしかるなどの懲戒することができるとする懲戒権に関する規定が削除されました。

このことを受けて、国が定める当該基準の一部改正が行われたことにより、関係条文を削除するものです。

第１４条第２項は、衛生管理の対応として、感染症や食中毒が発生した場合の必要な措置を講ずるとする規定を、予防及びまん延防止のための研修や、訓練を定期的実施するよう、必要な措置の内容を具体的に規定しようとするものです。

なお、附則の第１項として、「この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１３条の改正規定は公布の日から施行するものとし、第２項に、改正後の第７条の３第２項の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月３１日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。」とするものです。

以上で、議案第３３号の内容説明を終わります。

続いて、議案第３４号 別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明をいたします。

議案書は、７２ページをお開きください。

本条例の一部改正につきましても、国が定める当該基準の一部が改正されたことに伴い所要の改正をしようとするものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料は、１３６ページから１３８ページまでとなります。

本条例改正の新旧対照表で、表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第６条の２及び次のページ第６条の３は、利用者の安全の確保を図るための安全計画の策定等に関する事項について及び利用者の移動のために自動車を運行する場合の、利用者の所在確認の徹底についての内容を追加するものです。

第１２条の２は、感染症や非常災害時の発生の際に、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための事業継続計画を策定し、職員の研修や訓練を定期的に行うなど、必要な措置を講ずる内容を追加するものです。

次のページ、第１３条第２項は、放課後児童健全育成事業所において感染症や食中毒が発生した場合に必要な措置を講ずるとする規定を、予防及びまん延防止のための研修や訓練を定期的実施するよう、必要な措置の内容を具体的に規定しようとするものです。

なお、附則の第１項として、「この条例は、令和５年４月１日から施行するものとし、第２項に、この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、改正後の第６条の２の規定の適用については、同条第１項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条３条中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。」ものです。

以上で、議案第３４号の内容説明を終わります。

続いて、議案第３５号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案書は、７５ページをお開きください。

本条例の一部改正は、民法等の一部を改正する法律の一部施行により、国が定める当該基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

改正本文の朗読は省略させていただきまして、別冊の議案資料によりご説明いたします。

議案資料の１３９ページをお開き願います。

本条例改正の新旧対照表で、表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

第２６条は、先ほど議案第３３号で御説明しました内容と同様に、民法等の一部を改正する法律の一部施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、関係条文を削除するものです。

なお、附則として「この条例は公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第３５号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第３３号から議案第３５号までの内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第３０ 議案第３６号

○議長（西原 浩君） 日程第３０ 議案第３６号別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○町民課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 町民課長。

○町民課長（皆川 学君） はい。

議案第36号別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

議案書の76ページをお開きください。

本条例の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和5年4月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

なお、本改正は、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことから、出産育児一時金の額を引き上げるものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の140ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第7条第1項、出産育児一時金の額について、改正前「40万8千円」を、改正後では、「48万8千円」に改めるものです。

また、附則として、1項では施行期日を「令和5年4月1日」とし、2項では、経過措置として、「条例の施行の日の前日までに出産した被保険者については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。」とするものです。

以上で、議案第36号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第36号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第31 議案第37号

○議長（西原 浩君） 日程第31 議案第37号別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○農政課長（小野武史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） はい。

議案第37号別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書の77ページをお開き願います。

別海町営畜牛育成牧場は、酪農畜産経営の振興による農家経営の安定と労働力負担の軽減を図ることを目的として設置され、令和4年度からJA道東あさひが指定管理者として

運営しております。

今般、飼料や肥料など生産資材の価格高騰に加え、近隣の預託牧場使用料との乖離が見られたので、施設の安定的な運営及び収支均衡を図るため、原価計算表による原価計算と、近隣の預託牧場使用料を参考に、条例の一部改正を行うものです。

それでは、改正の内容につきまして、議案資料により説明をいたします。

議案資料の141ページをお開き願います。

新旧対照表になります。

本条例第4条の使用料について、改正後で説明いたします。

預託牛の表中、放牧牛を「310円」に、人工授精対象牛及び受精卵移植対象牛を「440円」に、舎飼を「860円」に、受精卵移植対象牛捕獲料を「2,900円」とし、預託馬の表中、重種を「400円」に、軽種、中間種、日本在来種を「370円」に、ポニー、子馬（1歳未満）を「310円」に、それぞれ改めるものです。

なお、附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行する。」ものです。

以上、議案第37号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第37号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第32 議案第38号

○議長（西原 浩君） 日程第32 議案第38号別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい。

議案第38号別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書79ページをお開きください。

本条例は、本町の中小企業の育成振興と経営の安定化を図る目的として、中小企業の融資に対する利子補給などを行うための制度として制定してございます。

今回の主な改正理由は3点でございます。

1点目、これまで融資の対象業者は、商工会員としておりましたけれども、中小企業のさらなる推進を目的に商工会員外も対象とすることと併せまして、融資の対象業種を明確化する改正でございます。

2点目は、融資対象を商工会員外に拡充することに伴いまして、融資の申込先を商工会から金融機関に変更するため、関係する条項を削除するものでございます。

3点目でございますが、平成20年4月1日から平成35年3月31日まで、すなわち令和5年3月31日までとしておりました利子補給金の1%上乗せする特例措置につきまして、コロナ感染症に関連した国の無利子、無担保融資の返済が本格化することや、物価高騰等による中小企業への影響から、引き続き1年間の期間延長をするための改正となっ

てございます。

なお、この１年間の延長につきましては、中小企業融資金融協議会での意見を参考としまして、中小企業振興審議会の答申を経て改正するものでございます。

議案の朗読は省略させていただきまして、議案資料で御説明いたします。

議案資料１４２ページをお開き下さい。

別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が改正前、左が改正後となります。

第５条、融資対象、第３号、「ただし遊興娯楽関係等の不急業種を除く。」を「ただし、遊興娯楽関係等、保証協会が信用保証の対象外と定める業種を除く。」に改めるものでございます。

次に、第８条、「融資取扱系統」は削除してございます。

これにより、「第９条、運用効果の確認」は「第８条」に、次のページになりますけれども「第１０条、委任」は「第９条」に繰り上がっております。

次に、附則、第５項、利子補給の特例は、項中、「平成３５年」を「令和６年」に改めるものでございます。

附則としまして、「この条例は、令和５年４月１日から施行する。」としてございます。

以上で、議案３８号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第３８号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第３３ 議案第３９号

○議長（西原 浩君） 日程第３３ 議案第３９号尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい。

議案第３９号尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書８０ページをお開きください。

今回の主な改正は、今年度、尾岱沼ふれあいキャンプ場内のバンガローＢの改修工事が完了いたしまして、各部屋にシンク、暖房、家具を設置し、共用部には水洗トイレ、洗面台を設置いたしました。

このことに伴いまして、これまでの水回りのない小屋といった一般的なバンガローから、水回り、トイレ、家具、暖房を備えたコテージ的な施設となりましたことから、その名称と使用料の改正を行うものでございます。

また、冬期間の利用が可能となったことから、新たに使用料にコテージ暖房費を追加するものでございます。

なお、使用料の算定方法でございますが、コテージについては、設備等改修費と耐用年

数から減価償却費を算出したしまして、年間の想定利用組数で割った金額を現行の使用料に上乗せした金額にしてございます。

また、暖房費につきましては、実際に検証を行いまして、その結果をもとに積算した使用料となっております。

もう一点は、キャンプ場における事業について、現状の実態にあわせ改正しようというものでございます。

議案の朗読は省略させていただきまして、議案資料で御説明させていただきたいと思っております。

議案資料 144 ページをお開き願います。

尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が改正前、左が改正後となっております。

第4条、事業の第2号、「地域観光、地場特産物に関する情報の提供」、第3号の「地場特産物の普及宣伝及び販売」を現状の実態に合わせ一部内容を削除し、第2号、第3号を合わせ、第2号としまして、「地域観光に関する情報の提供、地場特産物の販売」に改正するものでございます。

これによって、第4号を第3号に、第5号を第4号とし、第5号「前各号」を「前3号」に改めるものでございます。

つづいて、別表1は構成施設ですが、「バンガローA」を「バンガロー」に、「バンガローB」を「コテージ」に改正してございます。

次のページを御覧ください。

別表2は使用料でございますけれども、「バンガローA」は「バンガロー」に名称のみの改正でございます。

「バンガローB」は「コテージ」に改め、「使用料」を「6,500円」から「14,500円」に改正してございます。

改正後のコテージの下に「コテージ暖房費」を追加いたしまして、「1室1泊につき3,300円」の使用料としております。

付記として、暖房費を徴収する期間、期間外における暖房を使用した場合の徴収を追加してございます。

附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」としております。

以上で、議案39号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第39号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○11番（瀧川榮子君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

野付半島の方にはね、皆さん魅力を感じてたくさん利用される方がいて、リピーターの方もいらっしゃると思うんですけれども、古かったとはいえ6,500円が倍以上になったということで、どうしたんだろうというふうに思われる方もいると思うんですけれども、リピーターの方への説明はどのようなされていくのかということと、ホームページの中で改修された施設ですね、コテージを宣伝するようなその方策っていうのは考えておられるでしょうか。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えいたします。

リピーターの方への周知方法ということでございますけれども、北海道キャンプ場ガイドというですね、キャンプをされる方が購入される本の方でPRをさせていただきたいと思っております。

また、本町ホームページ等にも更新された外見ですとか内見ですとかというものをアップして利用促進を図っていききたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 瀧川議員よろしいですか。

はい、それではそのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第 3 4 議案第 4 0 号

○議長（西原 浩君） 日程第 3 4 議案第 4 0 号別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） はい。

議案第 4 0 号別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書 8 2 ページをお開きください。

今回の主な改正は、今年度、別海町ふれあいキャンプ場内の傾斜地の有効利用を目的に、ウッドデッキ 1 基を設置したことから、ウッドデッキの使用料を新たに設定しようとするものでございます。

使用料の算定方法ですが、建設費と耐用年数から減価償却費を算出し、年間の想定利用組数で割った金額としてございます。

次に、別海町ふれあいキャンプ場の運営実態に合わせた時間の改正及びキャンプ場における事業について、現状の実態に合わせ改正するものでございます。

議案の朗読は省略させていただきまして、議案資料でご説明させていただきたいと思っております。

議案資料 1 4 7 ページをお開きください。

別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が改正前、左が改正後となっております。

第 1 条、「設置の目的」を「設置」に改めております。

第 4 条、事業、第 2 号、「地域観光、地場特産物に関する情報の提供及び販売」を現状の実態に合わせ「地域観光に関する情報の提供、地場特産物の販売」に改め、「第 4 号、前各号」を「前 3 号」に改めてございます。

次に「別表の使用料」の「テントサイト」の下に「ウッドデッキ」を追加しまして、使用料として「1 基 1 日につき 2, 6 0 0 円」とするものでございます。

最後の「イ」ですが、別海町ふれあいキャンプ場のチェックイン時間は、これまで午後 1 時からとしていたことから、実態に併せて「午後 4 時」とあるのをですね、「午後 1 時」に改めるものでございます。

附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」としてございます。

以上で、議案 40 号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 40 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで 10 分間休憩いたします。

午後 3 時 09 分 休憩

午後 3 時 17 分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第 35 議案第 41 号

○議長（西原 浩君） 日程第 35 議案第 41 号別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○管理課長（松田勝広君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 管理課長。

○管理課長（松田勝広君） はい。

議案第 41 号別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書の 84 ページをお開きください。

地方公共団体が、道路占用料を定めるにあたっては、国の道路法施行令に定める占用料の額を参考として設定するよう努めることとされていることから、本町においても、この政令と同額の占用料を設定しているところです。

今般、道路法施行令において定められている占用料が、令和 3 年度に行われた、固定資産税評価替えを反映した額に一部改正され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなったため、この改正に準じて、町においても、同様の一部改正を行うものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料により説明いたします。

議案資料の 149 ページをお開き下さい。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後で、下線部分が今回の改正箇所となります。

なお、改正内容につきましては、現在、本町が占有許可をしている物件のうち、主なものののみ説明させていただき、それ以外の改正内容につきましては、説明を省略させていただきます。

改正後、別表の 2 段目、占有物件名、第 1 種電柱が 50 円増の 430 円、その 3 段下、第 1 種電話柱も 50 円増の 390 円となります。なお、第 1 種とは、3 条以下の電線を支

持している柱となっております。

その３段下、その他の柱類は５円増の３９円となります。こちらは、電柱の支柱等となっております。

その下段、次ページに渡りますが、共架電線その他上空に設ける線類は１円増の４円となります。こちらは、電線等になります。

１５１ページをお開き下さい。

改正後、別表の最下段、次ページに渡りますが、外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のものが９円増の７０円となります。

こちらは、排水管等の埋設管となります。

以上のような改正により、令和５年度の占用料は、約１０９万円の増額となる見込みですが、増額見込みの約９９％を北電・ＮＴＴ等の電気・通信会社が占めております。

また、この条例を準用し、占用料を徴収しております別海町法定外道路管理条例におきましても、約４万円の増額となる見込みです。

１５７ページまでお進み下さい。

附則としまして「この条例は、令和５年４月１日から施行する。」ものです。

以上で、議案第４１号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第４１号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第３６ 議案第４２号

○議長（西原 浩君） 日程第３６ 議案第４２号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○生涯学習センター長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（新堀光行君） はい。

議案第４２号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

議案書の９１ページをお開き願います。

最初に改正までの経過について申し上げます。

本条例については、昨年３月議会で生涯学習センターみなくるの供用開始に合わせて新たに条例制定し、９月議会で条例の一部改正を行い、これまで運用してまいりました。

今般、昨年１２月第４回定例会において議決されました財産の取得、生涯学習センターフルコンサートピアノ購入により整備いたしました。

ピアノについて利用開始の準備が整いましたので、付属設備として使用料の追加が必要となったことから条例の一部について改正しようとするものです。

次に、財産の取得からの準備等についてでございますが、本ホール舞台におけますコンサート用グランドピアノ、スタインウェイＤ－２７４は、昨年１２月１６日に財産取得の議決を受け本契約し、その後、同月２８日に業者により施設への搬入が行われ、室温や湿

度等の管理・監視を行ってまいりました。

本年1月23日に、業者による調律と、備品に伴う検収事務が実施され、正式に受け渡しが完了しました。

その後、町内のピアノ教室の先生方を中心に1月25日から28日までの終日弾き込み作業を実施していただき、さらに29日には町内のピアノ愛好家等によります「ピアノマラソン」というイベントを開催いたしまして、多くの子供たちなどに御参加をいただき弾き込み作業を行うなど、今後、利用が想定される皆様に実際にピアノを御観覧いただき、手に触れていただいたところでございます。

それでは、議案書は91ページから92ページとなりますが、議案の朗読は省略いたしまして、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料は158ページから160ページとなります。

今回、付属設備として使用料を設定する設備は、スタインウェイ&サンズ社、D-274フルコンサート用グランドピアノ1台です。

使用料算定については、これまでの付属設備・備付物品、貸室と同じく、受益者負担割合、ホールでございますと25%、使用可能日数359日等を用いまして、算出した料金としました。

近隣市町村における同機種の利用料金等も確認しながら料金を決定しております。

議案資料158ページをお開き願います。

議案資料は、新旧対照表で、右が改正前、左が改正後となっております。

それぞれ、条例の別表第2を掲載しております。

議案資料159ページにお進みください。

最上段の下線部、別表第2中、改正前の舞台・映像機器の次に、改正後にありますように「ホール（舞台）コンサートグランドピアノ、1回20,910円」を追加するものです。

議案資料160ページにお進みください。

また、附則として、「この条例は、令和5年4月1日から施行する。」ものです。

以上で、議案第42号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第42号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○11番（瀧川榮子君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

この利用金額の算定基準についてはわかりました。

それで、有料のコンサートで利用する場合とか、それから町内の音楽教室が無料で発表会などを開く時、その時の利用料について違いがあるかどうかお聞きします。

○生涯学習センター長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（新堀光行君） はい。

お答えいたします。

先ほどの瀧川議員の御質問でございますが、例えば料金を伴わず、コンサートでありますとかにつきましては、その都度ですね、営業行為となった時点では料金が発生しますが、

町民の方が御利用いただく場合には、減免等の対象になる場合もございますということで、条例どおりの設定ということになります。

以上です。

○生涯学習課長（福原義人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福原義人君） お答えいたします。

それでは、ただいまの御質問にですね、私の方から改めて御説明したいと思います。

料金の方は、通常、有料コンサートの場合は、貸室と同様に料金が発生している状況にあります。

その利用する主催団体がですね、文化連盟等に参加している場合は、減額の措置等もございますので、その内容によって料金が発生する場合、減額になる場合というふうな形式となっております。

以上でございます。

○11番（瀧川榮子君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

そうしましたら、減免してもらおうということになると、そのみなくで説明いただいて申請が必要ということになるのでしょうか。

その時に、きちんと説明していただかないと減免申請とれないということにもなると思うんですけど。

○生涯学習課長（福原義人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福原義人君） 減免申請につきましては、施設、備付物品等含めまして、申し込みのあった段階で、その都度、こちらの方から御説明させていただくとともに、申請用紙の方にも減免規定等記載させていただいておりますので、利用者等については、御理解いただいているかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 瀧川議員よろしいですか。

はい、それではそのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第37 議案第44号

○議長（西原 浩君） 日程第37 議案第44号別海町地域情報通信施設条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○ふるさと応援・情報化推進室長（松本博史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） ふるさと応援・情報化推進室長。

○ふるさと応援・情報化推進室長（松本博史君） はい。

議案第44号の内容説明をいたします。

議案の94ページをお開きください。

本条例は、高度情報通信社会に対応した高度情報通信環境構築し、情報通信技術の活用

による町民生活の向上と地域の活性化に資する目的をもって制定され、通信鉄塔、基地局通信設備及び中継局通信設備からなる別海町地域情報通信施設を活用し、高速情報通信の提供を行っているところです。

このほど、光ファイバー整備事業の完了に伴い、受益者が光ブロードサービスの利用へと移行され、本条例に基づく通信提供の役目を終えることから、本条例を廃止しようとするものです。

議案本文の朗読は省略させていただき、附則として「この条例は、令和5年4月1日から施行する。」ものです。

以上で、議案第44号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第44号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 今、条例は廃止することになったんですけども、施設自体、これについては、解体するのかね、普通財産にしてとかね、そこら辺はどうなってるんですか。

○ふるさと応援・情報化推進室長（松本博史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） ふるさと応援・情報化推進室長。

○ふるさと応援・情報化推進室長（松本博史君） はい。

まず、施設のうちですね、鉄塔に附属している通信設備については、本定例会に御提案している令和5年度当初予算の中ですね、予算の中で撤去費を計上させていただいています。

また、通信鉄塔につきましては、昨年来から各携帯電話キャリアにいろいろ御相談したり、意向の確認を行っているところなんですけども、現状ではですね、つい先ごろ全キャリアから活用の予定はないということを確認しているところでございます。

このため、令和5年度の中で、他の利用方法がないかなども含めましてですね、鉄塔の取扱いについて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 財産的にはね、これで行政目的をなくしちゃったんだから、普通財産として持ってるということですか。

○ふるさと応援・情報化推進室長（松本博史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） ふるさと応援・情報化推進室長。

○ふるさと応援・情報化推進室長（松本博史君） お答えいたします。

お答えいたします。

情報通信施設については、この条例の目的に基づいてですね、そもそも設置している設備でございますので、この条例の廃止をもってその役割終えることから、議員お見込みのとおりですね、普通財産として管理も含めて取り扱っていく予定でございます。

○議長（西原 浩君） よろしいですか。

はい、そのほか質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第38 議案第45号

○議長(西原 浩君) 日程第38 議案第45号工事請負契約の締結について、イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事(3号棟)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長(角川具哉君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 財政課長。

○財政課長(角川具哉君) はい。

議案第45号の内容説明をいたします。

議案の95ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事(3号棟)。

2、契約方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、9,669万円。(内消費税及び地方消費税額879万円)。

4、契約の相手方、みどり・岡田経常共同企業体、経常共同企業体構成員代表者、野付郡別海町西春別駅前西町46番地、みどり建工株式会社、代表取締役庄司豊、野付郡別海町西春別宮園町11番地、株式会社岡田工務店、代表取締役、岡田啓。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、令和4年12月22日から令和5年1月18日までの休日を除く15日間。応募者数は4社で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は2月21日、株式会社佐々木建設工業、島影・近藤経常共同企業体、有限会社吉田ハウス、みどり・岡田経常共同企業体の4社による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は8,845万円、最低入札価格は8,790万円で、最低入札者であります本案のみどり・岡田経常共同企業体と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から11月15日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の161ページをお開きください。

164ページまでが本案工事の資料となります。

工事の概要ですが、構造は補強コンクリートブロック造2階建てで、1棟8戸、延べ床面積は739.73平方メートル、建築面積は426.78平方メートルです。

主な工事内容ですが、内部は、和室の洋室化を含むバリアフリー化改修及び内装仕上材の改修。外部は、外壁板金の張り替え、屋根の葺き替えと屋上防水、そして窓や玄関ドアの外部建具の改修を予定するものです。

162ページにお進みください。

左側付近見取り図ですが、工事の場所は線で示している黒塗りの場所、別海町別海142番地32です。

右側の配置図ですが、工事の建物は上北側の斜線で記された右側の棟になります。

参考資料として、１６３ページに１階と２階の改修後の平面図、１６４ページにはそれぞれの方位から見た立面図を掲載しています。

以上で、議案第４５号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第４５号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第３９ 議案第４６号

○議長（西原 浩君） 日程第３９ 議案第４６号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第４６号の内容説明をいたします。

議案の９６ページをお開きください。

議案第４６号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されており、同条第８項の規定により、総合整備計画を変更する場合につきも、同様とされていることから、計画の内容の変更について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に終了していることを申し添えます。

今回変更するのは、尾岱沼・中春別・中西別・上風連・上春別の５つの辺地です。

９７ページをお開きください。

まず、尾岱沼辺地総合整備計画です。

尾岱沼辺地の総合整備計画は、令和４年度から令和８年度までの５年間で、今回は第１次の変更です。

３番の表になりますが、変更の内容は３段目、経営近代化施設について、畜産担い手総合整備型再編整備事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を１,５４４万円、財源内訳は、特定財源を１,４５１万４,０００円、一般財源を９２万６,０００円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を９０万円とするものです。

９８ページにお進みください。

次に、中春別辺地総合整備計画です。

中春別辺地の総合整備計画は、令和元年度から令和５年度までの５年間で、今回は第５次の変更です。

９９ページをお開きください。

変更の内容は３番の表になりますが、７段目の近代経営化施設について、畜産担い手総

合整備型再編整備事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を４億１，２７７万２，０００円、財源内訳は、特定財源を３億８，８００万３，０００円、一般財源を２，４７６万９，０００円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を２，４６０万円とするものです。

１００ページにお進みください。

次に、中西別辺地総合整備計画です。

中西別辺地の総合整備計画は、令和元年度から令和５年度までの５年間で、今回は第４次の変更です。

変更の内容は、下段の３番の表になりますが、１段目、交通道路について、橋梁長寿命化補修事業や中西別上風連線改良舗装事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を１４億１，７７４万９，０００円、財源内訳は、特定財源を９億５，６４６万９，０００円、一般財源を４億６，１２８万円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を４億５，９９０万円とするものです。

１０１ページをお開きください。

次に、上風連辺地総合整備計画です。

上風連辺地の総合整備計画は、令和２年度から令和６年度までの５年間で、今回は第４次の変更です。

変更の内容は、下段の３番の表になりますが、１段目、交通道路について、上風連地区１号線改良舗装事業を追加することによるもので、変更後における事業費を１億９，３６１万円、財源内訳は、特定財源を４，０７２万３，０００円、一般財源を１億５，２８８万７，０００円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を１億５，２７０万円とするものです。

次の産業農林道については、上風連北地区農道整備事業の事業費精査によるもので、変更後における事業費を１０億９，８０５万６，０００円、財源内訳は、特定財源を６億６，９８２万６，０００円、一般財源を４億２，８２３万円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を４億２，７７０万円とするものです。

１０２ページにお進みください。

最後に、上春別辺地総合整備計画です。

上春別辺地の総合整備計画は、令和元年度から令和５年度までの５年間で、今回は第４次の変更です。

１０３ページをお開きください。

変更の内容は、３番の表になりますが、３段目の通学バスについて、更新計画により、老朽化したスクールバスの更新事業を追加するもので、変更後における事業費を４，３６７万１，０００円、財源内訳は、特定財源を７５０万円、一般財源を３，６１７万１，０００円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を３，５４０万円とするものです。

以上で、議案第４６号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第４６号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第４０ 議案第４７号

○議長（西原 浩君） 日程第４０ 議案第４７号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○管理課長（松田勝広君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 管理課長。

○管理課長（松田勝広君） はい。

それでは、議案第４７号町道の路線認定及び廃止について、御説明いたします。

議案書の１０４ページをお開きください。

本案は、事業採択の要望及び工事の実施計画に伴い、町道認定の変更が必要となったことから、認定については、道路法第８条第２項の規定により、廃止については、同法第１０条第３項により議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、議案資料により説明いたします。

議案資料の１６５ページをお開き下さい。

概要表となります。

既に認定している路線は、７４１路線で、総延長が１，１８３キロ７８２．８８メートルです。

今回認定する５路線、廃止する５路線は、いずれも事業実施に伴う変更認定によるもので、当該路線の全区間３キロ９００．９９メートルを一旦廃止し、２キロ５９４．９４メートルを再度認定するものです。

以上により、町道の路線数は変わらず７４１路線、総延長が１キロ３０６．０５メートル減の１，１８２キロ４７６．８３メートルとするものです。

１６６ページを御覧下さい。

今回認定する路線の一覧表となります。

１段目の整理番号２０３番西春別地区６２線は、道営農道整備事業採択の要望に伴い、事業区間外を継続して町道として管理するために、２段目の整理番号４０８番別海常盤町３１線から５段目の整理番号８４４番別海新栄町３丁目線までの４路線は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の実施計画区間に、それぞれ変更認定するものです。

１６７ページをお開き下さい。

廃止する路線の一覧表となります。

１段目の整理番号２０３番西春別地区６２線は、事業採択の要望のため農道にするもので、２段目の整理番号４０８番別海常盤町３１線から５段目の整理番号８４４番別海新栄町３丁目線までの４路線は、事業実施計画に伴う区間の変更により、それぞれ一旦廃止するものです。

次ページの１６７ページから１７２ページまでの位置図につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第４７号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第４７号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第４１ 同意第２号

○議長（西原 浩君） 日程第４１ 同意第２号別海町監査委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 同意第２号の提案理由について御説明申し上げます。

議案書の１０８ページをお開きください。

同意第２号につきましては、別海町監査委員の選任についてでございます。

本町の識見を有する監査委員につきましては、御一人を選任させていただいております。

このたび、令和５年３月３１日をもって、識見を有する方として選任しておりました竹中仁委員が任期満了となります。

つきましては、竹中仁氏を引き続き監査委員に選任いたしたく、地方自治法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

竹中氏は、別海町別海常盤町６３番地の７６にお住まいで、昭和３３年９月１５日生まれの満６４歳でございます。

主な経歴を申し上げますと、昭和５４年３月に専修大学北海道短期大学土木科を卒業されております。

卒業と同時に、別海町役場に奉職され、建設部道路管理課を初めとして、平成２０年４月には総務部税務課主幹、また、平成２２年４月には財政課長、平成２４年４月には総務部長、そして平成２６年４月には福祉部長、平成２７年６月からは再び総務部長として勤務されており、行政全般にわたり大変詳しい方でございます。

また、平成３１年４月から別海町監査委員として各法令の規定に基づいた適切な監査を行っていただいております、適任であると判断をしている次第でございます。

なお、任期は令和５年４月１日から令和９年３月３１日までの４年間でございます。

御審議の上、ぜひ御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 同意第２号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第４２ 同意第３号

○議長（西原 浩君） 日程第４２ 同意第３号根室町村等公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 同意第３号の提案理由の説明を申し上げます。

議案書の１０９ページになります。

本件につきましては、根室町村等公平委員会委員の選任について、地方公務員法第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

根室町村等公平委員会につきましては、根室振興局管内の4町が共同で公平委員会を設置しており、現在、本町の半田雅代氏、そして標津町の大木敏道氏、そして中標津町の大形幸男氏の3名の方が委員として選任されております。

委員の選任につきましては、関係町長等が協議をして、候補者を定めているところでございます。

このたび、中標津町の大形幸男氏が本年3月31日をもちまして任期満了となります。

つきましては、大形幸男氏を引き続き根室町村等公平委員会委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

大形氏は、中標津町東5条南8丁目1番地6にお住まいで、昭和26年10月12日生まれの満71歳でございます。

主な経歴を申し上げますと、昭和49年3月に駒澤大学経済学部を卒業後、同年9月には中標津町役場に奉職され、税務課住民税係長、保健介護課長、建設水道部長、総務部長などを歴任され、平成24年3月に定年退職をされております。

同年4月から社会福祉法人有隣福祉会理事などを務められております。

なお、任期につきましては、令和5年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

大形氏につきましては、識見、人格ともに大変優れた方でありますので、御審議の上、ぜひ御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 同意第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第43 報告第2号から日程第44 報告第3号

○議長（西原 浩君） 日程第43 報告第2号専決処分の報告について、グリーンハイツ長寿命化改修建築主体工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

暫時休憩いたします。

午後 4時01分 休憩

午後 4時02分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第43 報告第2号専決処分の報告について、グリーンハイツ長寿命化改修建築主体工事、日程第44 報告第3号専決処分の報告について、風連1号配水池外1改修工事を一括議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

大変失礼いたしました。

それでは、報告第2号及び第3号の2件につきましては、一括して説明させていただき

ます。

議案の１１０ページをお開きください。

報告第２号及び第３号の専決処分の報告につきましては、いずれも、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告するものです。

各報告につきましては、順次、専決処分書を朗読し、説明させていただきます。

最初に、報告第２号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年２月１５日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和４年３月１１日議案第２９号により議決を経て締結、令和４年４月１９日に専決処分した、グリーンハイツ長寿命化改修建築主体工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「１億６５５万７,０００円（内消費税及び地方消費税額９６８万７,０００円）」を「１億７５１万４,０００円（内消費税及び地方消費税額９７７万４,０００円）」に改める。

変更の内容につきましては、外壁躯体の補修数量や撤去発生材の積込、運搬、処分数量が確定したことにより、９５万７,０００円の増額となったものです。

次に、報告第３号です。

議案の１１１ページをお開きください。

報告第３号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年２月２２日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和４年７月２５日議案第６３号により議決を経て締結した、風連１号配水池外１改修工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「５,５０３万３,０００円（内消費税及び地方消費税額５００万３,０００円）」を「５,４７５万８,０００円（内消費税及び地方消費税額４９７万８,０００円）」に改める。

変更の内容につきましては、概数の確定や産業廃棄物の処分先の変更により、２７万５,０００円の減額となったものです。

以上で、報告第２号及び第３号の内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、１３日月曜日は午前１０時から一般質問を行いますので、御参集願います。

皆さん大変御苦労さまでした。

散会 午後 4時06分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員